

|                 |
|-----------------|
| 21.2 - 06 - 001 |
|-----------------|

|              |
|--------------|
| 284 - 00 - A |
|--------------|

## 独占禁止法に関する相談事例集（平成17年度）

平成18年6月

公正取引委員会事務総局

## 目 次

### 【流通・取引に関するもの】

#### 1 メーカーによる流通業者に対する販売先制限 1 ページ

電子機器メーカーが、取引先販売代理店を変更しようとするユーザーに対し、販売代理店変更理由の提出を求めることが、独占禁止法上問題となるおそれがあると回答した事例

#### 2 産業見本市の開催権を譲り受ける際に競業避止義務を課すこと 4 ページ

産業見本市の開催者が競争事業者から開催権を譲り受けることは直ちに独占禁止法上問題となるものではないが、譲渡側の開催を制限することは、独占禁止法上問題となるおそれがあると回答した事例

#### 3 バイオ検査機器メーカーによる検査機器と検査試薬のセット販売 7 ページ

バイオ（生物化学）検査機器メーカーが、バイオ検査機器及び検査試薬を企業に提供する際に、検査機器、検査試薬を含んだ1検査当たりの料金をあらかじめ定め、実際の検査回数に基づき請求する方式で取引を行うことが、直ちに独占禁止法上問題となるものではないと回答した事例

#### 4 映像機器の廉売による販売促進キャンペーン 10 ページ

映像機器メーカーが、販売促進活動のため期間及び台数限定の下、通常の10分の1の価格で映像機器を販売することは、直ちに独占禁止法上問題となるものではないと回答した事例

#### 5 並行輸入品の修理受託の拒否 12 ページ

総代理店が並行輸入品の修理等について、自社顧客の優先などの対応を採ることは、直ちに独占禁止法上問題となるものではないと回答した事例

### 【技術取引に関するもの】

#### 6 特許・ノウハウライセンス契約に伴う使用装置の制限 15 ページ

電子部品メーカーが、自ら開発した電子部品の製造方法に関する製法特許及び技術ノウハウについて、競合する電子部品メーカーにライセンスする際、当該製法特許に基づく電子部品の製造に特定事業者の製造する製造装置の使用を義務付けることが、直ちに独占禁止法上問題となるものではないと回答した事例

## 【業務提携に関するもの】

### 7 競合する電子部品メーカー間の部品の供給

18 ページ

電子部品メーカーが、急激な需要増加に対応するため、自社による生産に加えて競争事業者から部品の供給を受けることは、直ちに独占禁止法上問題となるものではないと回答した事例

### 8 機械メーカー間の共同研究開発及びブランドの統合

21 ページ

機械メーカー 2 社が、新分野への参入を目的として技術の共同研究開発を行うことについては直ちに独占禁止法上問題となるものではないが、既存分野において技術を統廃合し共通ブランドを確立することについては、独占禁止法上問題となるおそれがあると回答した事例

## 【共同行為に関するもの】

### 9 経営コンサルタント会社を利用した複数の小売業者による共同購入

24 ページ

経営コンサルタント会社が、複数の小売業者の需要を取りまとめ、メーカーと価格交渉をすることにより行う実質的な共同購入が、直ちに独占禁止法上問題となるものではないと回答した事例

## 【事業者団体の活動に関するもの】

### 10 事業者団体によるユーザーに対する要請文書

27 ページ

建築物用電気機械器具メーカーの団体が、会員事業者の製造する電気機械器具の省エネ基準適合品への切換え及び現行品の製造中止を周知する文書を作成し、ユーザーの所属する各団体に対して配布することについて、直ちに独占禁止法上問題となるものではないと回答した事例

### 11 事業者団体によるリサイクルシステム運営上の基準設定

30 ページ

建設部品メーカーの団体が運営するリサイクルシステムにおいて、処理業者の地理的設置基準を設けることは、直ちに独占禁止法上問題となるものではないと回答した事例

### 12 事業者団体による粗悪品の流通についての注意喚起情報

34 ページ

記録媒体メーカーの団体が、会員事業者の供給する製品の市場に粗悪品が流通している旨を消費者に注意喚起することが、直ちに独占禁止法上問題となるものではないと回答した事例

### 13 事業者団体による用途別の需要予測の作成及び公表

37 ページ

建設部品メーカーの団体が、建設部品の需要予測を作成・公表することについて、独占禁止法上問題となるおそれがあると回答した事例

14 事業者団体による製品の品質に係る自主基準の強制

39 ページ

特定の建設工法向け部材等のメーカーの団体が、新たに会員が製造する製品の品質に係る自主基準を設定すること自体は直ちに独占禁止法上問題となるものではないが、会員事業者と同基準を満たすことを義務付けることについては、独占禁止法上問題となるおそれがあると回答した事例

15 事業者団体による災害時における会員事業者間の相互支援スキームの策定 41 ページ

ガスの供給元売業者の団体が、災害時における供給不安を解消するため、会員事業者間の相互支援スキームを策定・運用することは、直ちに独占禁止法上問題となるものではないと回答した事例

16 事業者団体による再販売価格に関する上限価格の設定

44 ページ

国内におけるたばこ自動販売機のメーカーの団体が、会員事業者が製造する製品の再販売価格について共通の上限価格を設定することは、独占禁止法上問題となるおそれがあるが、メーカー各社が独自に上限価格を設定することについては、直ちに独占禁止法上問題となるものではないと回答した事例

< 参照条文 >

48 ページ

## はじめに

公正取引委員会は、独占禁止法違反行為の未然防止と事業者及び事業者団体（以下「事業者等」という。）の適切な活動に役立てるため、各種のガイドラインを公表し、どのような行為が独占禁止法上問題となるのかを明らかにするとともに、個別の相談に対応してきている。

このような相談については、独占禁止法に関する理解を一層深めることを目的として、相談者以外にも参考となると思われる相談の概要を、主要な相談事例として取りまとめて公表してきており、本年も、法運用の考え方を具体的かつ分かりやすく示すものとして、事業者等の活動に関する最近の相談事例（平成 17 年 4 月～平成 18 年 3 月）を取りまとめ、「独占禁止法に関する相談事例集（平成 17 年度）」として公表することとした。

なお、事業者等の活動に関する主要なガイドラインは、次のとおりである。

流通・取引慣行に関する独占禁止法上の指針（流通取引慣行ガイドライン）（平成 3 年 7 月策定）

共同研究開発に関する独占禁止法上の指針（共同研究開発ガイドライン）（平成 5 年 4 月策定）

事業者団体の活動に関する独占禁止法上の指針（事業者団体ガイドライン）（平成 7 年 10 月策定）

特許・ノウハウライセンス契約に関する独占禁止法上の指針（特許ノウハウガイドライン）（平成 11 年 7 月策定）

リサイクル等に係る共同の取組に関する独占禁止法上の指針（リサイクルガイドライン）（平成 13 年 6 月策定）

### 1 相談制度の概要

公正取引委員会は、事業者等からの電話、来庁等による相談を受け付け、相談者が実施しようとする具体的な活動について独占禁止法上の問題点を検討し、回答するとともに、問題点の解消のための指摘を行っている。

このような一般的な相談のほか、一定の様式によってなされた具体的な相談に対し、文書により回答するとともに、相談者名並びに相談及び回答の内容を公表する「事前相談制度」が設けられている。

### 2 事業者等の活動に関する相談件数

平成 17 年 4 月以降平成 18 年 3 月末までに、電話、来庁等によって受け付けた事業者からの相談件数は 1,334 件、事業者団体からの相談件数は 584 件であり、相談の内容別に整理すると、下表のとおりである。

<相談内容別件数>

|                | 平成16年度    | 平成17年度    |
|----------------|-----------|-----------|
| 事業者の活動に関する相談   | 1,350     | 1,334     |
| 流通・取引慣行に関する相談  | ( 1,023 ) | ( 1,009 ) |
| 技術取引に関する相談     | ( 99 )    | ( 97 )    |
| 共同研究開発に関する相談   | ( 45 )    | ( 24 )    |
| 共同行為に関する相談     | ( 84 )    | ( 118 )   |
| その他            | ( 99 )    | ( 86 )    |
| 事業者団体の活動に関する相談 | 432       | 584       |
| 合計             | 1,782     | 1,918     |

3 相談事例集の内容及び性格

- (1) 事業者等の活動に関する相談の内容には、各種のガイドラインにおいて考え方が示されている行為類型に係るものから、ガイドラインの対象となっていないものまで、様々なものがあるが、この相談事例集では、独占禁止法に関する相談から、企業結合に関するもの(別途、毎年、経済取引局企業結合課が主要な企業結合事例として公表している。)を除いた中で、他の事業者等の参考となると考えられるものを掲載している。
- (2) この相談事例集における相談の概要については、相談者の秘密保持に配慮し、相談者等を匿名にした上で、今後の事業活動の参考となるよう分かりやすくするため修正等を行った上で取りまとめたものであり、必ずしも実際の事案と一致するものではない。
- (3) 相談に対する回答は、相談者から提示された内容に基づき、その限りにおいて独占禁止法上の考え方を判断したものである。また、相談への回答において独占禁止法上問題ないと回答したものは、当該事例について、相談者の市場における地位、市場の状況、商品の特性等を個別に判断した結果であり、必ずしも他の事業者等の場合にそのまま当てはまるものではない。

相談を希望される場合は、最終ページに掲載されている窓口まで御連絡ください。

[ 非価格制限行為 ]

## 1 メーカーによる流通業者に対する販売先制限

電子機器メーカーが、取引先販売代理店を変更しようとするユーザーに対し、販売代理店変更理由の提出を求めることが、独占禁止法上問題となるおそれがあると回答した事例

1 相談者 A社(電子機器メーカー)

2 相談の要旨

(1) A社は、家庭用及びオフィス用の電子機器を製造する電子機器メーカーである。

(2) A社が製造する電子機器のうち、オフィス向けに製造され、特定の事務処理を専門に行う電子機器Xは、A社の販売代理店を通じてユーザーである企業に販売され、メンテナンス等も同販売代理店により行われている。電子機器Xを製造する事業者はA社のみであるが、電子機器Xと機能、効用が類似したパソコン用ソフトも複数存在し、これらを含めた場合のA社の市場シェアは20%である。しかしながら、ユーザーにとってパソコン用ソフトと電子機器Xでは使用方法が異なるため、パソコン用ソフトから電子機器X、又は電子機器Xからパソコン用ソフトへ移行するユーザーは、ほとんど見られない状況である。

販売代理店は電子機器Xの販売後に、ユーザーの仕様に合わせた簡単なカスタマイズ作業や、操作指導などのアフターフォローを行っている。

さらに、電子機器Xを使用するとユーザーのデータが蓄積されるが、ユーザーが買換えを行う際には機械をすべて交換するので、新しい機械を販売した販売代理店がデータを移行させる作業を行っている。

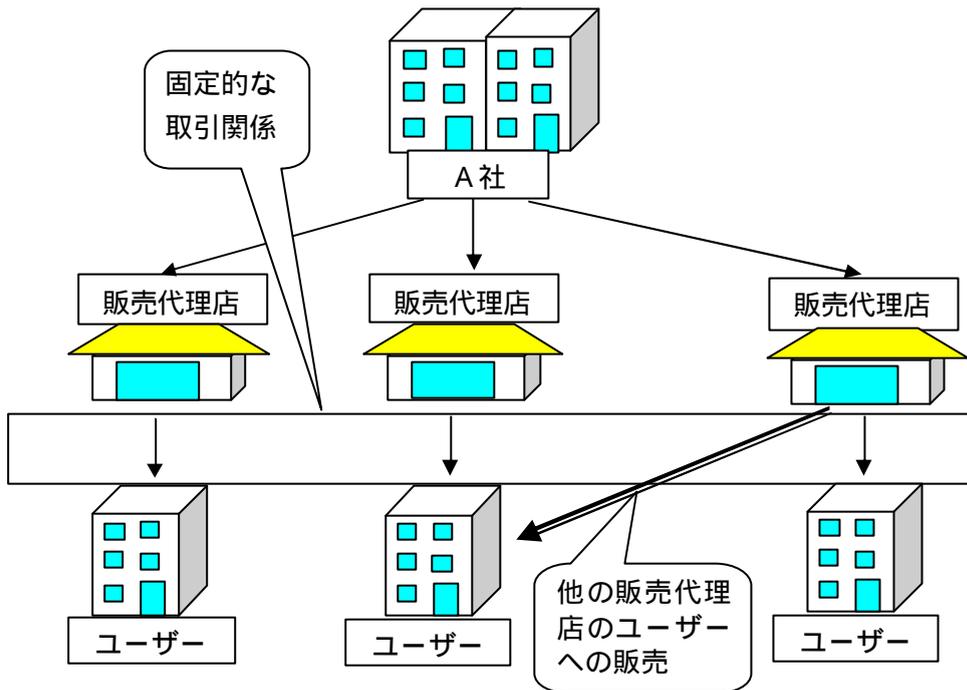
(3) 電子機器Xの需要が頭打ちの状況にあるなか、販売代理店の中には、安値売り込み等によって他の販売代理店からの乗換えを働きかける者もいる。このため、多くの販売代理店は長年フォローしてきた顧客が奪取される状況に歯止めをかけるよう、メーカーに対して販売代理店の変更を伴う販売活動について一定のルールを策定することを求めた。

(4) こうした販売代理店の要望を受け、A社では以下のとおりルールの策定を検討しているが、独占禁止法上問題ないか。

販売代理店が、電子機器Xの販売について売り込みを行い、他の販売代理店のユーザーと新たに取引することとなる場合、当該売り込みを行った販売代理店は、正式

な契約を締結する前に、ユーザーから、販売代理店を変更する理由を記載し署名捺印した書面を提出してもらい、それをA社に提出する。A社は、ユーザーを失った販売代理店から問われれば、当該書面に基づきユーザーの変更理由を説明する。

変更理由の提出を求める目的について、A社は、ユーザーから変更理由を明示してもらえれば、既存の販売代理店に対して当該理由を説明し、サービス内容の向上も期待できるためとしている。



### 3 独占禁止法上の考え方

- (1) 電子機器Xは、機能、効用において類似するパソコン用ソフトも存在するが、使用方法が異なるなど代替性は低く、パソコン用ソフトに移行するユーザーは少ないことから、本件では、電子機器Xの顧客の獲得をめぐる販売代理店間の競争に及ぼす影響について検討する。
- (2) 一般に、メーカーが販売事業者に対し、サービス内容の向上等を目的として、その販売方法について一定の制限を課すことは、直ちに独占禁止法上問題となるものではない。しかし、こうした制限を課すことにより、販売事業者の自由な事業活動が制限されたり、新たな販売事業者の参入が困難になるなど、販売事業者間の競争を阻害する場合には、不公正な取引方法（第13項・拘束条件付取引）として独占禁止法上問題となるおそれがある。

(3) A社が策定する本件ルールにおいて、販売代理店の変更理由の提出を求められるのは、他の販売代理店のユーザーと行う取引についてである。通常、販売代理店からの売り込みに応じ、取引条件等を勘案してユーザーが販売代理店を自由に選ぶことで、販売代理店間の競争が促進されるどころ、本件ルールにより、ユーザーから書面の提出を得られない場合、販売代理店間の競争が阻害される可能性がある。特に、本件ルールの制定は、顧客略奪を防ぐ目的で販売代理店側から求められたという経緯があり、A社による本件ルールが、販売代理店の間で競争回避の目的で利用される可能性が高く、販売代理店間の競争を阻害するおそれがある。

ユーザーから変更理由を聞くことによりサービスが改善されるなど、ユーザーの利便性向上に資するとも考えられるが、そのような目的を達成するために、本件ルールが不可欠であるとは認められない。

#### 4 回答の要旨

A社が本件ルールを定めることについては、販売代理店の間で本件ルールが競争回避の目的で利用される可能性が高いことから、販売代理店間の競争が阻害され、独占禁止法上問題となるおそれがある。

[ 非価格制限行為 ]

## 2 産業見本市の開催権を譲り受ける際に競争禁止義務を課すこと

産業見本市の開催者が競争事業者から開催権を譲り受けることは直ちに独占禁止法上問題となるものではないが、譲渡側の開催を制限することは、独占禁止法上問題となるおそれがあると回答した事例

1 相談者 A社及びB協会（産業見本市の企画・運営事業を行う事業者及び団体）

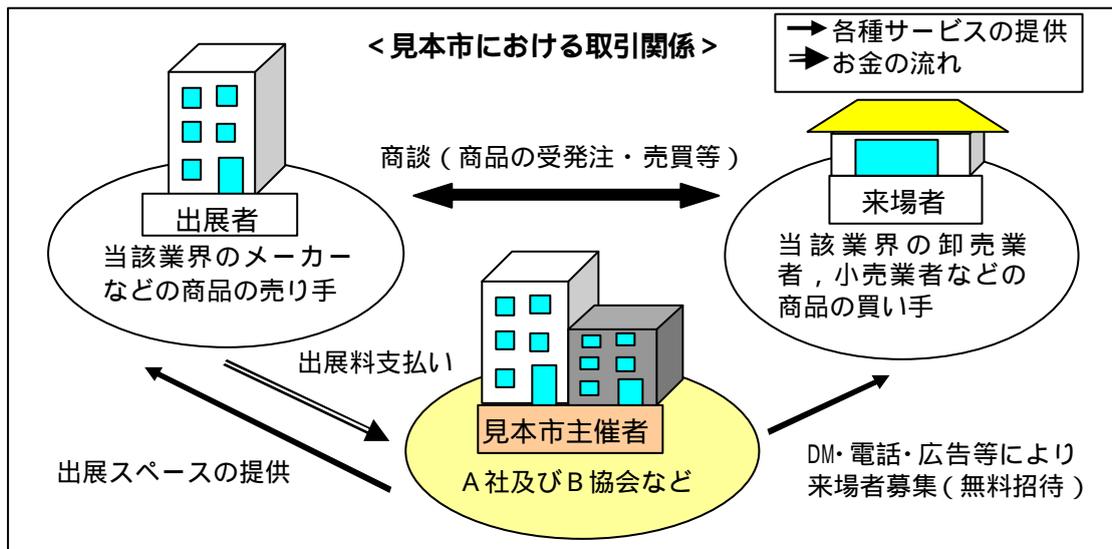
### 2 相談の要旨

(1) A社は、電子部品Xに係る産業見本市（以下「産業見本市X」という。）の企画・運営事業を営んでおり、毎年1月（東京）、7月（仙台）、10月（大阪）に産業見本市Xを開催している。

B協会は、電子部品Xのメーカーを会員とする団体であり、毎年4月（東京）に産業見本市Xを開催している（以下、B協会が開催する産業見本市Xを「産業見本市B」という。）。産業見本市Bには、B協会会員のほか、会員以外のメーカーも多数参加している。

産業見本市Xの企画・運営サービスを行う事業者及び団体（以下「開催者」という。）は20社存在しており、見本市に出展する事業者数をベースにシェアを算定すると、A社が50%、B協会が5%となる。

(2) 産業見本市Xでは、電子部品Xのメーカー等が出展者として商品の展示を行い、卸売業者、小売業者等が来場者となりメーカー等と商談を行う。通常、一般消費者は参加しない。



開催者は、産業見本市開催のための会場の手配、広告宣伝、来場者の募集などの一切の手配を行い、出展者から出展料を徴収することで収入を得ることになる。

- (3) 産業見本市Xの開催には許認可等は必要なく、自由に開催できることから、近年、新規の産業見本市Xが多く開催されている。

このような中、産業見本市Bへの出展者数、来場者数は減少傾向にあり、B協会は自らが開催者となって産業見本市Bの開催を続けることは困難と判断した。しかしながら、産業見本市Bは電子部品Xの見本市として知名度があり、会員事業者の商談の場としてもその知名度が効果的であることから、産業見本市Bの名称は残したいと考え、「産業見本市B」という名称で開催する権利(以下「開催権」という。)を、産業見本市の企画・運営を専門に行うA社に譲ることとしたいが、独占禁止法上問題ないか。

また、A社は、産業見本市Bの開催権を譲り受ける場合、譲り受け後の産業見本市Bにおける出展者数、来場者数の確保を目的として、B協会に対して、産業見本市Bの開催時期及び前後3ヶ月間は、産業見本市Xを開催しないように義務付けることを検討しているが、独占禁止法上問題ないか。

なお、当該義務付けにおいては、地域等を限定することなく開催を禁止している。

【A社及びB協会の産業見本市Xの開催時期】

| 開催月 | 1  | 2 | 3 | 4  | 5 | 6 | 7  | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 |
|-----|----|---|---|----|---|---|----|---|---|----|----|----|
| A社  | 東京 |   |   | 東京 |   |   | 仙台 |   |   | 大阪 |    |    |
| B協会 |    |   |   |    |   |   |    |   |   |    |    |    |

産業見本市Xを開催できない

### 3 独占禁止法上の考え方

- (1) 産業見本市Xの開催者は、出展者から出展料を徴収し、産業見本市Xの企画・運営サービスを提供している。出展者である電子部品Xのメーカーは、多数の産業見本市Xの開催者の中から、出展料やサービスの内容に応じて出展する見本市を決定している。したがって、出展者の獲得に当たり開催者は競争関係にあると認められるところ、本件では、産業見本市Xの企画・運営サービスにおける競争に及ぼす影響について検討する。
- (2) 一般に、有力な事業者が他の事業者の事業に係る権利等を集積することにより、他の事業者の事業活動を支配又は排除することによって、市場支配力が形成・強

化され、競争が実質的に制限される場合には、私的独占（独占禁止法第3条）として問題となるおそれがある。

また、事業者が取引の相手方に対して、自己と競合する製品やサービスの供給を制限するなど、相手方の事業活動を拘束する条件を付けて取引を行うことにより、公正な競争を阻害する場合には、不公正な取引方法（第13項・拘束条件付取引）として問題となるおそれがある。

（3） A社は産業見本市Xの企画・運営事業において有力な事業者であり、産業見本市Bの開催権を譲り受けた場合には合算市場シェアが55%となるものの、競争業者が18社と多数存在し、かつ、近年、新規の産業見本市Xが多く開催されてきていることなどを考慮すれば、本件譲渡によって、A社の市場支配力が形成・強化され、競争が実質的に制限されるとは認めにくく、直ちに独占禁止法上問題となるものではない。

（4） 他方、A社がB協会に対し、産業見本市Bという名称の使用を制限することには合理性が認められるが、名称の使用制限にとどまらず、一定期間産業見本市Xの開催自体を禁止することは、将来的にB協会が競争単位としての機能を発揮する可能性を閉ざすものである。A社の市場での地位を鑑みれば、地域等を限定することなくB協会による産業見本市Xの開催を一切禁止した場合、市場における公正な競争が阻害されるおそれがあり、独占禁止法上問題となるおそれがある。

#### 4 回答の要旨

A社がB協会から産業見本市Bの開催権を譲り受けることについては、直ちに独占禁止法上問題となるものではない。

しかしながら、A社の市場での地位を鑑みれば、B協会に対して、地域等を限定することなく産業見本市Xの開催を一切禁止することは、独占禁止法上問題となるおそれがある。

[抱き合わせ販売]

### **3 バイオ検査機器メーカーによる検査機器と検査試薬のセット販売**

バイオ（生物工学）検査機器メーカーが、バイオ検査機器及び検査試薬を企業に提供する際に、検査機器、検査試薬を含んだ1検査当たりの料金をあらかじめ定め、実際の検査回数に基づき請求する方式で取引を行うことが、直ちに独占禁止法上問題となるものではないと回答した事例

1 相談者 A社（バイオ検査機器、検査試薬のメーカー）

2 相談の要旨

（1） A社は、バイオ検査機器、検査試薬などの開発・製造・販売を行うメーカーであり、食品メーカー等の一般企業、大学、研究所等（以下「企業等」という。）と直接取引している。

（2） 通常行われる検査は様々な分野に分類され、さらに各分野には多くの測定項目が存在する。これら各分野、項目について検査を行うためには、それぞれ検査機器と検査試薬が必要となる。

検査機器は分野別に機種が異なり、また汎用検査試薬の使用が可能な検査機器と、専用検査試薬の使用に限られる検査機器がある。

（3） 通常、検査機器メーカーは、検査機器については企業等にリースし、検査試薬については別途販売して、それぞれの代金を個別に請求しているが、A社は検査試薬の売上の安定化を確保するため 検査機器及び検査試薬を合わせて販売することを検討している。

具体的には、以下のとおり1検査当たりの料金を設定する新方式の取引方法を用いることとしたいが、独占禁止法上問題ないか。

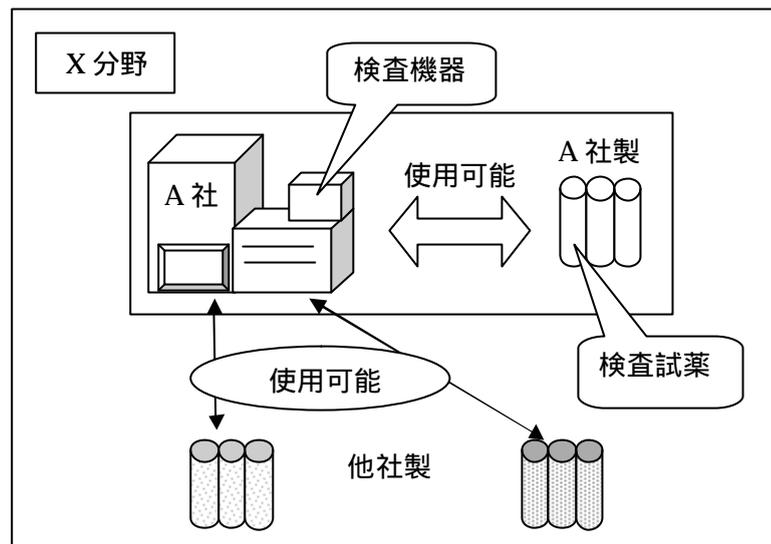
（4） 新方式では、企業等が検査機器を購入する場合に要する費用と、その検査機器の稼働期間に想定される検査試薬の総費用を合わせた金額を、当該稼働期間に想定される検査回数で割ることで、検査項目毎の検査1回当たりの料金を設定する。実際の請求は、企業等が一定期間（例えば1ヶ月間）に行った検査回数に当該検査1回当たりの料金を乗じた額を、利用料として請求する。

（5） 新方式の導入が検討されているのは、検査分野のうちX分野の取引である。

X分野については、検査機器はA社が自社で製造しているが、これに使用でき

る検査試薬はA社製のものに限られず、複数メーカーの検査試薬が使用可能である。また、A社を含めこれら複数メーカーの検査試薬は、他社製の検査機器においても使用可能である。X分野におけるA社の国内シェアは、検査機器では40%、検査試薬では20%であり、順位はいずれも2位である。

なお、A社は、X分野における取引において企業等からの申し出があれば、検査機器や検査試薬を別途個別に販売するとしている。



### 3 独占禁止法上の考え方

- (1) 本件は、X分野の検査機器市場において有力な事業者であるA社が、検査機器に自社の検査試薬を組み合わせ販売するものである。したがって本件では、国内のX分野における検査試薬の販売における競争に及ぼす影響について検討する。
- (2) 一般に事業者が、製品とこれに使用する消耗品を販売する際に、安定的な取引関係の構築や製品の機能確保を目的として、製品と消耗品をセットにして販売する方法を用いることがある。こうした販売方法が直ちに独占禁止法上問題となるものではないが、製品市場における有力な事業者が当該販売方法を用いることにより、消耗品を供給する他の事業者を排除し、又は取引先に対して不当に不利益を課すなど、事業者間の公正な競争を阻害する場合には不公正な取引方法（第10項・抱き合わせ販売）として問題となるおそれがある。
- (3) A社製の検査機器に使用可能な検査試薬は複数存在し、企業等は取引条件等を勘案の上、いずれかの検査試薬を選択し、購入することとなるが、本件においてA社が検査機器に組み合わせ供給するのは、検査において使用する検査試薬であることから、企業等に対して不当に不利益を課すものとは認められない。

他方、A社が本件新方式の取引方法を、X分野において取引を行なうすべての企業等に対して用いるとした場合、A社の市場での地位を鑑みれば、他の検査試薬メーカーはA社の検査機器を使用する企業等との取引から排除され、公正な競争が阻害されるおそれが高い。

しかしながら、A社は、企業等からの申し出があれば、検査機器や検査試薬を別途個別に販売することとしており、企業等は取引条件等を勘案の上検査試薬を選択し、他のメーカーから購入することも可能である。したがって、本件新方式の取引方法が、X分野の検査試薬の販売における公正な競争を阻害するとまでは認められない。

ただし、本件新方式における取引条件を、別途個別の取引を行なった場合と比べて著しく有利とするなど、事実上本件新方式以外の取引方法を選択することが妨げられる場合には、この限りではない。

#### 4 回答の要旨

A社が本件新方式の取引方法を用いることは、直ちに独占禁止法上問題となるものではない。

ただし、本件新方式における取引条件を、別途個別の取引を行なった場合と比べて著しく有利とするなど、事実上本件新方式以外の取引方法を選択することが妨げられる場合には、この限りではない。

[ 不当廉売 ]

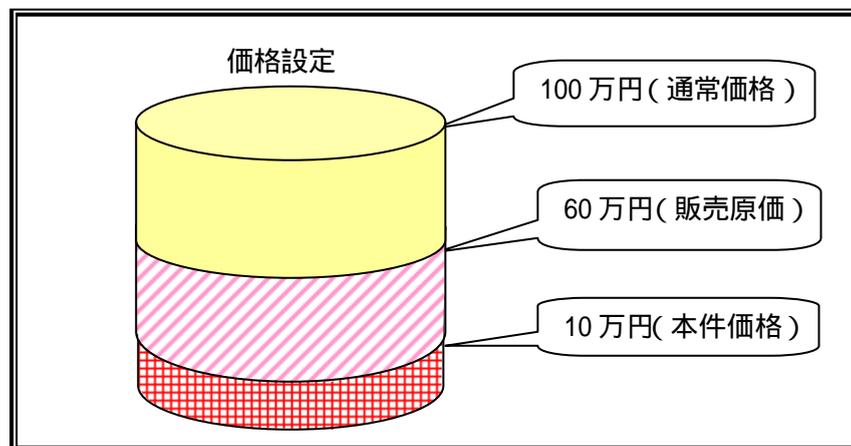
#### 4 映像機器の廉売による販売促進キャンペーン

映像機器メーカーが、販売促進活動のため期間及び台数限定の下、通常の10分の1の価格で映像機器を販売することは、直ちに独占禁止法上問題となるものではないと回答した事例

1 相談者 A社(映像機器メーカー)

2 相談の要旨

- (1) A社は、フィルムを用いて映像を記録する映像機器Xのメーカーであり、映像機器Xの販売市場におけるシェアは10%(第5位)である。当該市場においては、A社のほか競争事業者が5社存在しており、映像機器Xの年間総販売台数は5,000台である。
- (2) A社は、映像機器Xの新機種を開発したことから、販売促進活動として、通常100万円で販売している映像機器Xを、3ヶ月間に限り、販売台数100台を上限として、10万円で販売することを企画している。A社における映像機器Xの販売原価は60万円であり、これを下回る価格で販売することとなるが、独占禁止法上問題ないか。



- (3) なお、A社の映像機器Xで用いることのできるフィルムは、A社の専用のものに限られ、他社製のフィルムは使用できない。A社は、専用フィルムを継続的に売上げることによって、映像機器Xの費用を4年で回収できる。

### 3 独占禁止法上の考え方

- (1) 本件対象製品は映像機器Xであることから、本件では、映像機器Xの販売における競争に及ぼす影響について検討する。
- (2) 一般に、事業者が供給に要する費用を下回る価格で販売する行為については、単に価格が供給に要する費用を下回ることのみならず、競争への影響や、当該販売を行う理由等を総合的に勘案して、市場における競争に及ぼす影響について検討される。事業者が正当な理由なく、供給に要する費用を著しく下回る価格で継続して販売し、その他不当に低い価格で販売することにより、他の事業者の事業活動を困難にさせるおそれがある場合は、不公正な取引方法（第6項・不当販売）として問題となるおそれがある。
- (3) 本件は、映像機器Xの新機種について、供給に要する費用を下回る価格で販売されるものであるが、本件キャンペーンの期間は3ヶ月と限られており、かつ、販売台数は100台を上限としていることから、他の事業者に与える影響は限定的であると認められるものであり、直ちに独占禁止法上問題となるものではない。

### 4 回答の要旨

A社が、販売促進活動のため、3ヶ月間に限り、販売台数100台を上限として、通常価格の10分の1の価格で映像機器Xを販売することは、直ちに独占禁止法上問題となるものではない。

[ 並行輸入の不当阻害 ]

**5 並行輸入品の修理受託の拒否**

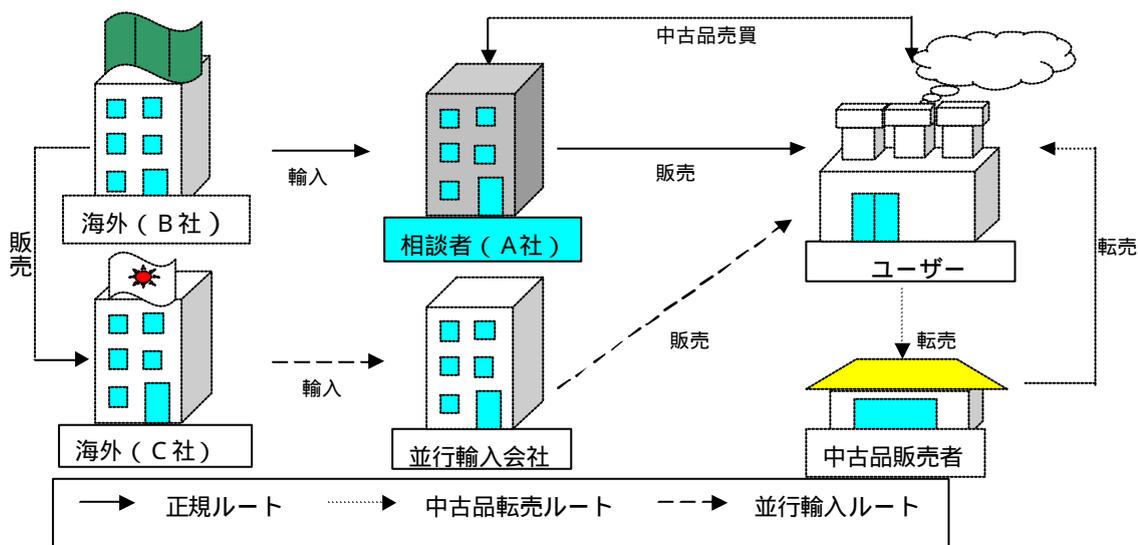
総代理店が並行輸入品の修理等について、自社顧客の優先などの対応を採ることは、直ちに独占禁止法上問題となるものではないと回答した事例

1 相談者 A社（機械装置の輸入・販売会社）

2 相談の要旨

(1) A社は、B社（海外の作業用機械装置のメーカー）の日本における総販売代理店である。

(2) 相談の対象であるB社製の作業用機械装置については、A社のほか並行輸入を行う並行輸入会社や中古品を販売する中古品販売者が15社存在し、全国で2,000台流通している装置のうちA社が販売したものは1,500台である。B社製作業用機械装置の流通経路は以下のとおりである。



(3) A社は、自社が販売したB社製作業用機械装置については修理、情報提供、部品の提供等のアフターサービスや研修の実施等（以下「修理等」という。）を行うための体制を整えているが、中古品販売者や並行輸入会社は修理等の体制を整えていない。このため、A社は中古品販売者や並行輸入会社が販売したものについても修理等を行っている。

しかし、最近、並行輸入によるB社製作業用機械装置が増加しており、A社の現在の体制では、物的、人的リソースの制約から、対応に支障が生じるようにな

っている。そこで、A社は、B社製作業用機械装置の修理等について、自社顧客の優先などの対応を採ることとしたいが、独占禁止法上問題ないか。

なお、中古品販売者や並行輸入会社に、修理等を行うことができない特段の事情は認められない。

### 3 独占禁止法上の考え方

(1) B社製作業用機械装置の修理等については、ユーザーによる購入先の選択に影響を及ぼすことから、本件では、国内におけるB社製作業用機械装置の販売における競争に及ぼす影響について検討する。

(2) 総代理店契約が輸入品について行われ、一方で第三者が契約当事者間のルートとは別のルートで契約対象商品を輸入し、並行輸入品として販売する、又は正規輸入品の中古品が流通することがある。中古品や並行輸入品は、一般に価格競争を促進する効果を有するものであるところ、総代理店が合理的理由なく修理等を拒否することは、不公正な取引方法（第15項・競争者に対する取引妨害）として問題となるおそれがある。

#### 【参考】

総代理店は自己の供給する数量に対応して修理体制を整えたり、補修部品を在庫するのが通常であるから、並行輸入品の修理に応じることができず、また、その修理に必要な補修部品を供給できない場合もある。したがって、例えば、総代理店が修理に対応できない客観的事情がある場合に並行輸入品の修理を拒否したり、自己が取り扱う商品と並行輸入品との間で修理等の条件に差異を設けても、そのこと自体が独占禁止法上問題となるものではない。

しかし、総代理店もしくは販売業者以外の者では並行輸入品の修理が著しく困難であり、又はこれら以外の者から修理に必要な補修部品を入手することが著しく困難である場合において、自己の取扱商品でないことのみを理由に修理若しくは補修部品の供給を拒否し、又は販売業者に修理若しくは補修部品の供給を拒否するようにさせることは、それらが契約対象商品の価格を維持するために行われる場合には、不公正な取引方法に該当し、違法となる（一般指定15項）

[流通取引慣行ガイドライン 第3部第3-2(6)並行輸入品の修理等の拒否]

【参考】については、関連するガイドラインの該当部分を引用しているが、紙幅との関係から若干の修正を施している（以下同じ。）

(3) 本件では、中古品販売者や並行輸入会社が修理等の体制を整えていないことから、A社が、中古品や並行輸入品など自社以外から販売されたB社製作業用機械装置の修理等を拒否することについては、中古品販売者や並行輸入会社の事業活動に及ぼす影響が大きい。

しかしながら、中古品販売者や並行輸入会社においては修理等を自ら行うこと

が著しく困難な状況にあるとは認められず、また、並行輸入品の供給量の増加に伴い、A社の物的、人的リソースの制約から、すべてのB社製作業用機械装置の修理等に対応することが困難な場合に、自社の販売先を優先して取り扱うことについては、合理的な理由が認められる。

(4) したがって、A社が、B社製作業用機械装置の修理等について、自社顧客の優先などの対応を採ることは、直ちに独占禁止法上問題となるものではない。

#### 4 回答の要旨

A社が、B社製作業用機械装置の修理等について、自社顧客の優先などの対応を採ることは、直ちに独占禁止法上問題となるものではない。

ただし、中古品販売者や並行輸入会社が修理等を行うことが困難な場合に、自社で販売したものではないことのみを理由として修理等を拒否することは、独占禁止法上問題となるおそれがある。

[ 技術取引 ]

## 6 特許・ノウハウライセンス契約に伴う使用装置の制限

電子部品メーカーが、自ら開発した電子部品の製造方法に関する製法特許及び技術ノウハウについて、競合する電子部品メーカーにライセンスする際、当該製法特許に基づく電子部品の製造に特定事業者の製造する製造装置の使用を義務付けることが、直ちに独占禁止法上問題となるものではないと回答した事例

1 相談者 A社（電子部品Xのメーカー）

2 相談の要旨

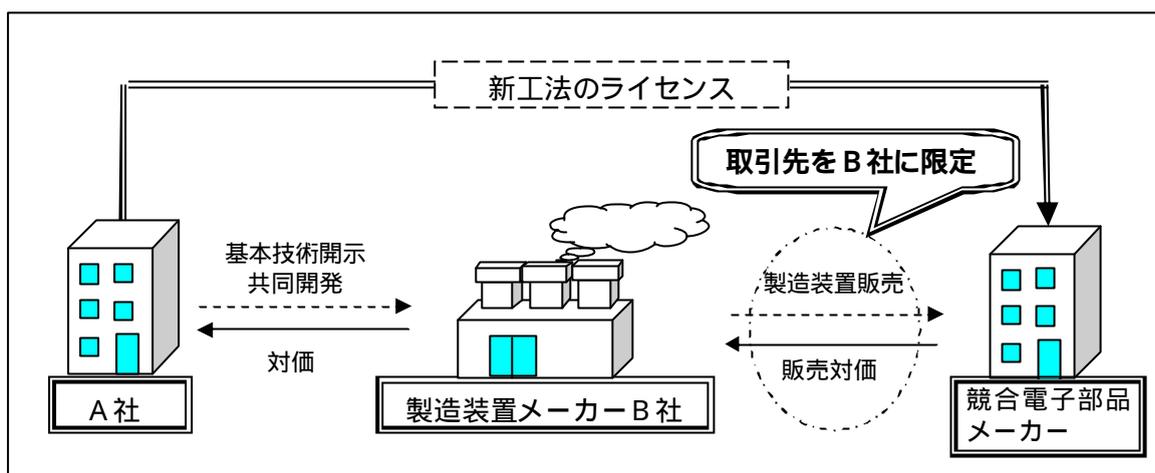
(1) A社は、デジタル家電機器の主要な構成部品である電子部品Xのメーカーであり、主な取引先は、国内、海外の大手デジタル家電機器メーカーである。A社の電子部品Xの販売市場におけるシェアは15%（5位）である。

(2) A社は、電子部品Xの新しい製造方法（以下「新工法」という。）の単独開発に成功し、その技術ノウハウ及び特許権を保有している。

ただし、開発した新工法を実施するには、別途、専用の製造装置の開発が必要となる。しかし、A社は当該製造装置を単独では開発できないため、製造装置メーカーであるB社と共同開発することとし、製造装置の開発に必要な当該新工法の技術ノウハウを開示した上で、共同開発を行った。A社及びB社の共同開発は成功し、新工法向けの製造装置を開発した。

なお、当該製造装置については特許を出願中である。現時点では当該製造装置の競合品は存在していないものの、技術開発が活発な分野であり、今後短期間で代替装置の開発がなされる可能性がある。

(3) A社としては、今後、新工法の特許及び技術ノウハウを他の競合電子部品メーカーにもライセンスすることを考えているが、ライセンス先のメーカーが、開示された技術ノウハウをもとに第三者と共同で製造装置を開発する場合、当該第三者に新工法のノウハウが漏洩するおそれがある。そこでA社は、新工法に係るノウハウの秘密性を保持するとともに、共同開発に要した費用を回収するために、新工法のライセンスに当たり、新工法に使用する製造装置をB社が製造するものに限定することとしたいが、独占禁止法上問題ないか。



### 3 独占禁止法上の考え方

(1) 本件は、A社が新工法のライセンスに際し、使用する製造装置の取引先を制限するものであることから、本件では、製造装置の技術及び製品のそれぞれにおける競争に及ぼす影響について検討する。

(2) 一般に、特許・ノウハウライセンス契約において、ライセンサーがライセンシーに対して、当該特許等の実施に必要となる製造装置等の購入先を制限することは、新たな競合品の開発が阻害され、又は製造装置の競合品の販路が閉ざされるなど、技術市場及び製品市場における競争が阻害される場合には、不公正な取引方法（第13項・拘束条件付取引）として問題となるおそれがある。

ただし、契約対象ノウハウの秘密性を保持するために必要な範囲内で、ライセンシーの製造装置等の購入先を制限することは、原則として不公正な取引方法に該当しない。

#### 【参考】

特許・ノウハウライセンス契約において、ライセンサーがライセンシーに対して、原材料、部品等をライセンサー又はライセンサーの指定する事業者から購入する義務を課すことは、ライセンシーの原材料、部品等の購入先の選択の自由が制限されること、又は原材料、部品等その他の製造業者若しくは販売業者が代替的な取引先若しくはそれとの取引の機会を容易に確保することができなくなることにより、市場における競争秩序に悪影響を及ぼすおそれがある場合には、不公正な取引方法に該当し、違法となる。

ただし、契約対象のノウハウの秘密性を保持するために必要な範囲内で、ライセンシーの原材料、部品等の購入先を制限することは原則として不公正な取引方法に該当しない。

[ 特許ノウハウガイドライン 第4-4(4) 原材料、部品等の購入先の制限 ]

(3) 本件製造装置の取引先制限は、新工法のライセンスに際し、ノウハウの漏洩を防止するために課すものであり、当該制限が課されることによって新工法のライセンスが促進されるなど、基本的には電子部品Xに係る市場における競争促進的な効果が期待されるものである。また、本件製造装置は共同開発の成果であり、当該制限は共同開発に係る費用を回収する目的で課されていることから、一定の合理性が認められる。

したがって、本件制限が課されることにより、上記市場における公正な競争を阻害するおそれがあるものとは認められない。

(4) ただし、今後、新工法が普及し、当該新工法向けの製造装置の需要が拡大する等によって、新工法に係るノウハウが公知になった後においてまで、又は共同開発に要した費用を回収し終えた後においてまで、このような制限を課すことは、B社の提供する製品と機能・効用が類似又はより優れた製品の開発が阻害され、上記市場における公正な競争が阻害されるおそれが生じることも懸念される。

(5) また、本件は新工法に係る制限についての判断であり、従来 of 工法について本件と同様の制限を課す場合には、市場の状況等によっては、独占禁止法上問題となるおそれがある。

#### 4 回答の要旨

A社が本件新工法のライセンスに際して、製造装置の購入先を制限することについては、直ちに独占禁止法上問題となるものではない。

しかしながら、今後、本件新工法が普及しノウハウが公知になった後においてまで、又は共同開発に要した費用を回収し終えた後においてまで、このような制限を課すことは独占禁止法上問題となるおそれがある。

また、本件は新工法に係る制限についての判断であり、従来 of 工法について本件と同様の制限を課す場合には、独占禁止法上問題となるおそれがある。

[ 業務提携 ]

## 7 競合する電子部品メーカー間の部品の供給

電子部品メーカーが、急激な需要増加に対応するため、自社による生産に加えて競争事業者から部品の供給を受けることは、直ちに独占禁止法上問題となるものではないと回答した事例

1 相談者 A社及びB社（共に電子部品メーカー）

2 相談の要旨

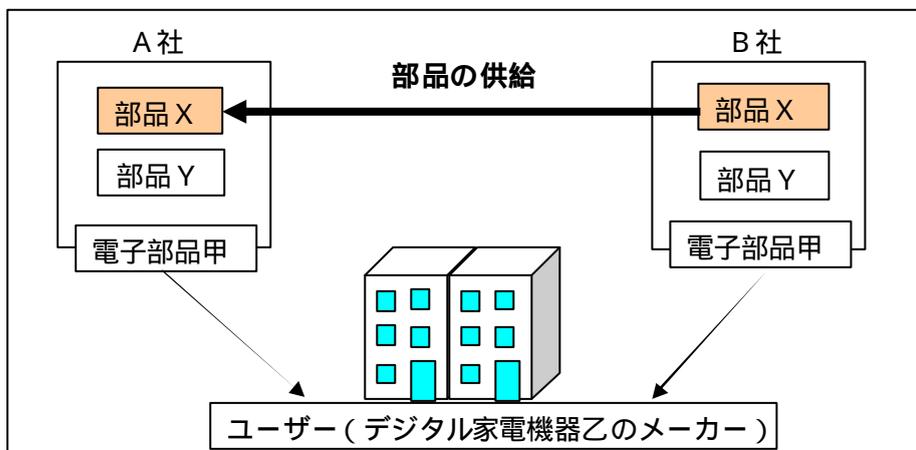
(1) A社及びB社は、デジタル家電機器乙に組み込まれる電子部品甲の製造・販売を行うメーカーである。

電子部品甲は、部品Xと部品Yを組み合わせたものであり、両部品の仕様を合わせる必要があることから、A社及びB社は、これまで両部品とも自社で製造し、両部品を組み合わせた電子部品甲として販売している。

電子部品甲の販売市場におけるシェアは、A社及びB社ともに20%であり、競争事業者としては、シェア25%ずつを有するC社及びD社と、シェア10%を有するE社が存在する。

(2) 電子部品甲は、最終製品であるデジタル家電機器乙の販売増加に伴い、急激な需要増加傾向にある。そのため、A社は、自社に生産余力のない部品Xについてのみ、競争事業者であるB社から供給を受け、自社の部品Yと組み合わせた上で、電子部品甲として販売することを計画しているが、独占禁止法上問題ないか。

なお、両社は、販売活動は従来どおり独自に行い、互いに販売価格や取引先などには一切関与しない。また、他社から部品を購入したり、他社と部品の供給契約を結ぶことを制限するものではない。



(3) A社が販売する電子部品甲に用いる部品Xのうち、B社から供給を受ける数量の割合は15%である。また、A社の電子部品甲の販売価格に占める部品Xの購入価格の割合は60%である。

なお、本件部品の供給が実行された後は、B社における部品Xの供給余力はほとんどなくなる。

(4) 電子部品甲の販売先は、大手デジタル家電機器メーカーである。電子部品甲が使用されるデジタル家電機器乙においては、同等の機能を有するデジタル家電機器丙や丁との間で、性能や価格等における熾烈な競争が行われており、デジタル家電機器乙の価格は下落傾向にある。

### 3 独占禁止法上の考え方

(1) 本件の対象製品は、部品Xのみであるが、部品Xが単体で販売されることはなく、部品Yと組み合わせた電子部品甲として販売されることから、本件では、電子部品甲の販売における競争に及ぼす影響について検討する。

(2) 一般に、競争事業者間における部品の供給が直ちに独占禁止法上問題となるものではない。ただし、当事者間で製造に係る情報が共有されることで価格や供給量、販売先の調整がなされたり、一方当事者と競争関係にある事業者との間の部品の購入や供給契約の締結等について他方当事者に制限を課すなどして、当該製品の販売市場における競争が減殺される場合には、不当な取引制限（独占禁止法第3条）又は不公正な取引方法（第13項・拘束条件付取引）として問題となるおそれがある。

(3) 電子部品甲の販売市場は、当事会社を含めた5社のみが供給する寡占市場である。このような状況で、本件部品の供給が実施されることにより、A社及びB社間で部品Xに係る情報が共有され、さらにB社における部品Xの供給能力が限界に達するおそれもあることから、両社間において価格や生産数量の調整を容易にすることが懸念される。

(4) 本件部品の供給により、A社の電子部品甲の販売価格のうち、B社から供給を受ける部品Xの購入価格が占める割合は60%にのぼることから、両社間において電子部品甲の販売価格の調整等を容易にすることも懸念される。しかし、A社が販売する電子部品甲に用いる部品Xのうち、B社から供給を受ける数量の割合は15%にとどまり、残りの部分については何らB社からの影響を受けるものではない。

また、電子部品甲は、最終製品であるデジタル家電機器乙に用いられるところ、デジタル家電機器乙においては、同等の機能を有するデジタル家電機器丙や丁との間で、性能や価格等における熾烈な競争が行われている状況にある。

さらに、A社及びB社は、互いに販売価格や取引先などには一切関与せず、また他社から部品を購入したり、他社との部品の供給契約を結ぶことについて制限を課すものではない。

(5) また、本件部品の供給により、A社は自社の追加投資を要せずに供給量を増加させることができ、B社においても自社工場の稼働率の向上が見込めることから、両社のコスト削減効果が、最終的にデジタル家電機器乙の価格の低下につながるなど、消費者利益の向上も期待される。

(6) 以上の状況を勘案すれば、本件部品の供給によって電子部品甲の販売に係る公正な競争が阻害されるおそれがあるとは認められず、直ちに独占禁止法上問題になるものではない。

ただし、本件部品の供給を契機として、両社間で電子部品甲の生産数量の調整等の競争回避的な行為がなされる場合には、独占禁止法上問題となるおそれがある。

#### 4 回答の要旨

A社がB社から、部品Xの供給を受けることは、直ちに独占禁止法上問題となるものではない。

ただし、本件部品の供給を契機として、両社間で競争回避的な行為がなされる場合には、独占禁止法上問題となるおそれがある。

## 8 機械メーカー間の共同研究開発及びブランドの統合

機械メーカー 2 社が、新分野への参入を目的として技術の共同研究開発を行うことについては直ちに独占禁止法上問題となるものではないが、既存分野において技術を統廃合し共通ブランドを確立することについては、独占禁止法上問題となるおそれがあると回答した事例

1 相談者 A社及びB社（共に機械メーカー）

2 相談の要旨

(1) 機械Xには規格甲と規格乙があり、A社及びB社は、それぞれに機械Xの規格甲に係る技術開発のみを行い、自らは製造販売を行うことなく、A社はAブランド、B社はBブランドとしてそれぞれ異なる5社の機械メーカーに技術供与をしている。

規格甲に基づき製造された機械Xのブランド別のシェアは、Aブランド5社では30%、Bブランド5社では20%となっており、ブランド間及びブランド内競争は活発に行われている。

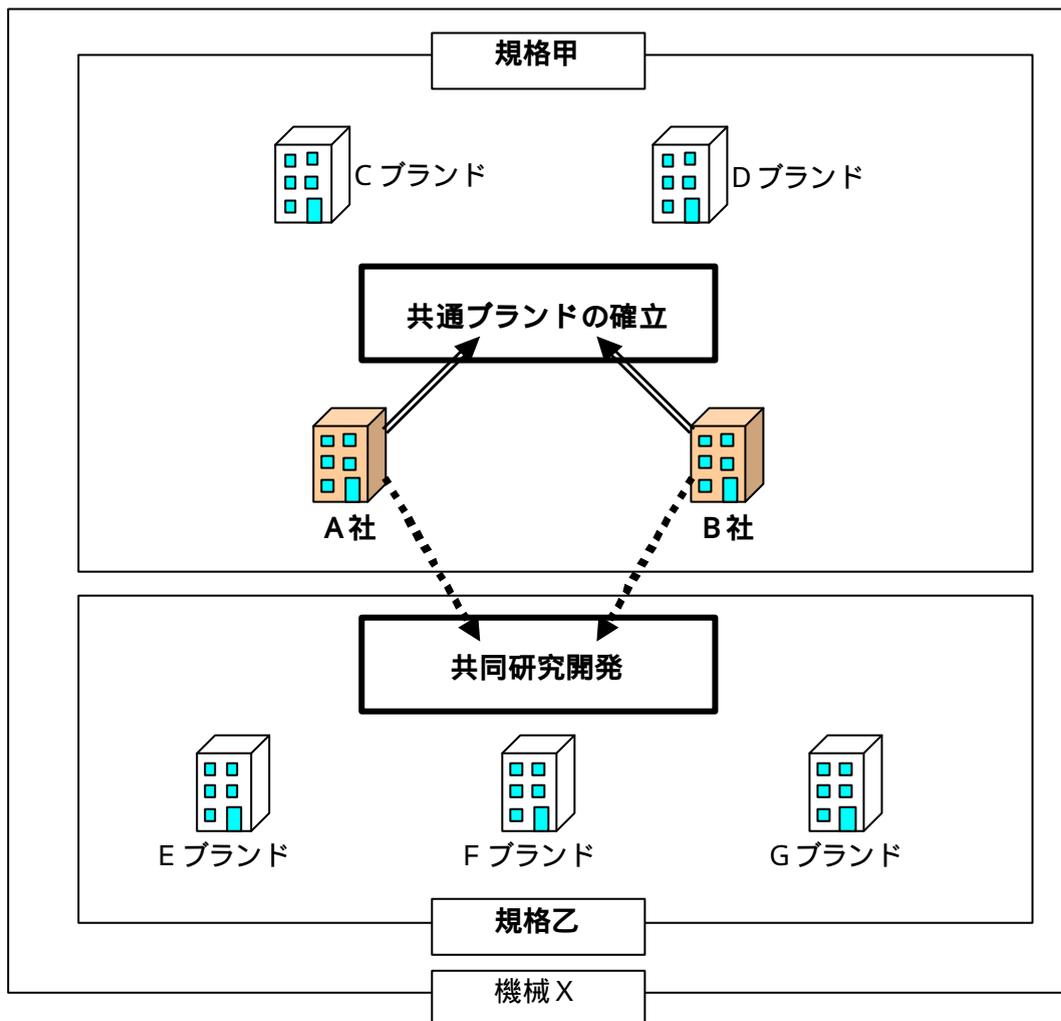
(2) 機械Xの規格甲と規格乙について、ユーザーは操作性や周辺機械との互換性からいずれかの規格に基づいて製造された機械Xを継続的に使用しており、容易に規格を切り換えることは不可能な状況にある。

(3) 規格甲に係る技術は、両社のほかにC社及びD社が保有している。C社はCブランドとして他社に技術供与をするとともに、自らもCブランドの機械Xを製造販売しており、技術供与先も含めCブランドとしてはシェア40%を有している。また、D社は他社への技術供与は行っておらず、自社のみでDブランドとして10%のシェアを有している。

このような状況において、A社及びB社は、技術力の向上及びシェアの拡大を目的とした既存技術の統廃合による共通ブランドの確立を検討しているが、独占禁止法上問題ないか。

(4) 一方、機械Xの規格乙に係る技術は、E社、F社及びG社が保有している。いずれの事業者も自ら規格乙の製品を製造販売するとともに、それぞれのブランドとして他社に技術供与している。技術供与先も含めたシェアはEブランドが50%、Fブランドが30%、Gブランドが20%である。

A社及びB社は、規格甲におけるシェアの拡大を図る一方で、規格乙の需要が拡大していることから、当該規格に参入することを検討している。しかしながら、新しい規格への参入には技術開発のための莫大なコストとリスクが伴うため、これらの負担を軽減し、円滑に参入するため、規格乙における技術について共同研究開発を行うことは、独占禁止法上問題ないか。



### 3 独占禁止法上の考え方

(1) A社及びB社は、共に機械Xの技術を供給していることから、当該技術において両社は競争関係に立つと認められる。したがって本件では、機械Xの技術及びその製品の取引に係る競争に及ぼす影響について検討する。

(2) 一般に共同研究開発には競争促進的な効果が認められるが、競争事業者間にお

いて製品の仕様等を共同で開発し共通化する場合は、技術市場、製品市場における競争に影響を及ぼすおそれがあり、当事会社の合計シェア、競合する技術や製品の状況等を勘案し、当該技術や製品の共通化によって競争が減殺される場合には、不当な取引制限（独占禁止法第3条）又は不公正な取引方法（第13項・拘束条件付取引）として問題となるおそれがある。

他方、競争関係にない事業者間において共同研究開発を行うことは、当事会社間の競争が回避されるものではなく、新規参入としての効果を有する場合もあることから、競争促進的效果を有すると認められる。

(3) 規格乙においては、シェア50%を有するEブランドなど有力な競争事業者が存在するところ、A社及びB社が規格乙に参入するために行う共同研究開発に限れば、規格乙に新たに参入するものとして競争促進的と評価される。よって、共同研究開発の実施に際し、既有技術の実施許諾等を制限するなど不当な制限を課すものでない限り、直ちに独占禁止法上問題となるものではない。

(4) 他方、規格甲において、両社が共通して有する技術を統廃合して共通ブランドを確立することについては、両社が共に国内で複数の機械メーカーに技術供与をしていることを踏まえれば、当該技術供与に係る競争が回避され、技術取引における競争が減殺されるおそれがある。

また、規格甲の製品についても、競合技術の統廃合により製品の差別化が妨げられ、A及びBブランド内の競争が回避されるおそれがある。その上、A及びBブランド製品の合算シェアも50%に上ることから、当該製品の取引における競争が減殺されるおそれが強く、独占禁止法上問題となるおそれがある。

#### 4 回答の要旨

A社及びB社が、規格乙に参入するための技術について共同研究開発を行うことについては、既有技術の実施許諾等を制限するなど不当な制限を課すものでない限り、直ちに独占禁止法上問題となるものではない。

しかしながら、両社が、規格甲について技術を統廃合し共通ブランドを確立することについては、機械Xの技術及び製品の取引に係る競争に及ぼす影響は大きいものと考えられ、独占禁止法上問題となるおそれがある。

[ 共同行為 ]

## 9 経営コンサルタント会社を利用した複数の小売業者による共同購入

経営コンサルタント会社が、複数の小売業者の需要を取りまとめ、メーカーと価格交渉をすることにより行う実質的な共同購入が、直ちに独占禁止法上問題となるものではないと回答した事例

1 相談者 A社（経営コンサルタント会社）

2 相談の要旨

(1) A社は、食料品調達に関わる物流・在庫管理システムの構築・管理、食料品調達業務の総合受託、小売業者に対する経営改善アドバイス及び改善サポート等(いわゆる経営コンサルティング業務)を行っている。

(2) A社は、経営コンサルタント業務の一環として、複数の小売業者の需要を取りまとめ、A社が食料品メーカーとの価格交渉等を一括して行うことにより、スケールメリットによるコストの削減などを実現する購入事業を企画した。

A社は、甲地域に所在する100社の小売業者に対し、本件購入事業への参加を提案し、このうち60社が参加することとなった。なお、これら60社の間では、本件購入事業への参加に伴い、A社に価格交渉を委託する旨の取決めがなされている。

そこで、A社と小売業者60社は本件購入事業の内容を検討し、取引先については60社が取引を行っているメーカー5社を選定した。また、購入する食料品の品目は特段の制限を設けないこととした。

(3) 具体的には、A社は、60社が購入する食料品の品目及び数量を取りまとめ、メーカー5社との間で各食料品の価格を交渉する。小売業者への納品はA社があらかじめ確保した卸売業者が行う。

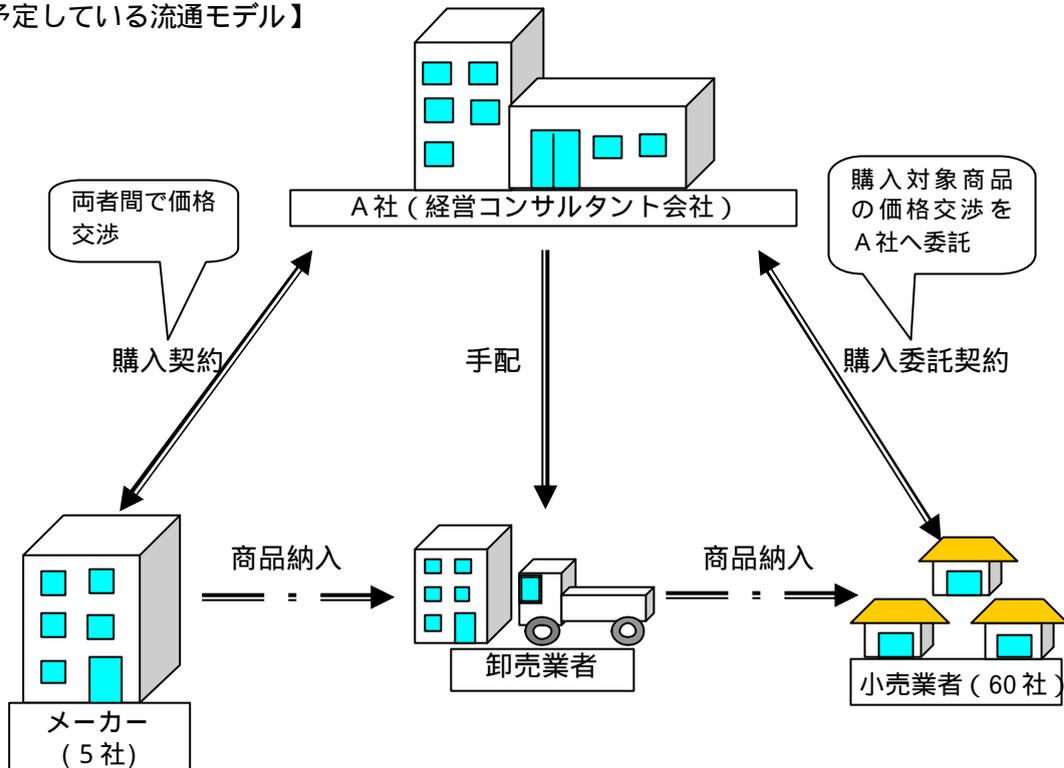
(4) 本件共同購入に参加する小売業者60社は甲地域の小規模な事業者であり、甲地域にはその他全国規模の大規模小売業者B社、C社も営業しているが、これらは本件購入事業には参加していない。また、取引先メーカー5社が現在取引している小売業者は、合計で2,000社である。

なお、60社はA社を利用する以外にも、自ら食料品の購入を行うことが可能である。

以上のスキームでA社と小売業者60社が共同で行う本件購入事業は、独占禁止

法上問題ないか。

【予定している流通モデル】



3 独占禁止法上の考え方

- (1) 本件は、複数の小売業者がA社を通じて共同で購入した食料品を販売するものである。したがって本件では、これら小売業者による食料品の購入及び販売における競争に及ぼす影響について検討する。
- (2) 複数の事業者が特定の商品の購入に際し、価格交渉を特定の事業者に委託する行為については、これらの事業者が当該特定の事業者に価格交渉を委託するよう相互に取り決める場合には、実質的にこれら事業者による共同購入に当たり、当該行為を通じて商品の購入における競争が実質的に制限される場合には、不当な取引制限（独占禁止法第3条）として問題となる。また、これら事業者が当該商品の販売において競争関係に立つ場合に、共同購入を契機に当該商品の販売価格について共通の認識が形成され、商品の販売における競争が実質的に制限される場合、同様に不当な取引制限として問題となるおそれがある。
- (3) 本件は購入事業に参加する小売業者が、A社に価格交渉を委託する旨を共同で取り決めていることから、実質的にこれら小売業者による共同購入に該当する。

しかしながら、取引先メーカー5社の取引先数に占める60社の割合は小さく、またいずれも小規模事業者であることから、食料品の購入における競争が実質的に制限されるおそれがあるとは認められない。

他方、食料品の販売については、本件購入事業に参加する小売業者が甲地域に所在しており、本件購入事業への参加率も60%に及ぶことから、共同購入を契機として当該特定地域の食料品の販売における競争に影響を及ぼすことが懸念される。

しかしながら、本件購入事業においては、多品目に及ぶ食料品を各小売業者が自らの判断で組み合わせて購入し、また本件購入事業を通じる以外にも購入が可能であり、本件購入事業を通じて小売業者間で販売価格に関する調整が行われるおそれがあるとは認められない。さらに、甲地域には全国展開する大規模小売業者も存在しており、食料品の販売における競争が実質的に制限されるおそれがあるとは認められない。

- (4) なお、本件のような場合であっても、小売業者間において、相互に、特定の事業者に対して商品の購入を委託するなどの取決めがなされず、小売業者が自らの判断で個別に購入事業に参加するものであれば、そもそも共同購入の問題は生じない。

#### 4 回答の要旨

A社が、本件購入事業を行うことについては直ちに独占禁止法上問題となるものではない。

[ 要請文書 ]

**10 事業者団体によるユーザーに対する要請文書**

建築物用電気機械器具メーカーの団体が、会員事業者の製造する電気機械器具の省エネ基準適合品への切換え及び現行品の製造中止を周知する文書を作成し、ユーザーの所属する各団体に対して配布することについて、直ちに独占禁止法上問題となるものではないと回答した事例

1 相談者 A工業会（建築物用電気機械器具メーカーの団体）

2 相談の要旨

(1) A工業会には電気機械器具等のメーカーが正会員として200社、その他関連する事業者が賛助会員として100社加盟しているが、その事業規模は大手企業から中小企業まで様々である。

(2) エネルギー使用の合理化に関する法律（以下「省エネ法」という。）により、特定機器に指定された品目を製造するメーカーは、自らが製造する当該特定機器のうち一定割合以上について、エネルギー消費効率を高めるように定められた省エネの目標基準値を満たす製品とすることが義務付けられている。今般、省エネ法の改正により、特定機器の品目が拡大され、A工業会の会員事業者が製造する機械器具Xについても特定機器に指定されたため、当該機械器具Xのメーカーは、自らが製造する機械器具Xのうち一定割合以上について省エネの目標基準値を達成することが必要となった。

A工業会の会員事業者の中で、機械器具Xを製造販売しているメーカーは20社であり、会員以外で機械器具Xを製造販売しているメーカーはいない。

なお、省エネ目標基準値を満たす機械器具X（適合品）の価格は、現行のもの（現行品）の価格と比べて2倍程度高くなる見込みであり、適合品への切換えが進めば、ユーザー（主に工場等で機械器具Xを使用するメーカー。小規模事業者が多い。）は、現行品よりも高い価格による製品の購入を余儀なくされることとなる。

(3) 省エネ法は、各メーカー毎に機械器具Xの総生産量の一定割合について適合品への切換えを義務付けるものであるが、適合品を製造するためには現行品とは別に製造ラインを設置する必要がある。多くの会員事業者は、現行品と適合品の2つの製造ラインを維持することは困難であることから、現行品の製造を中止するとともに、ユーザーに対して適合品への変更を要請したいと考えている。

そこで、A工業会として、現行品から適合品への変更を円滑に進めるため、ユーザーが所属する各団体に対して、機械器具Xについての省エネ法対応の必要性並びに現行品の製造中止及び適合品への切換えに関する情報を提供し、協力を求める文書を以下のとおり作成して発出することを検討しているが、独占禁止法上問題ないか。

団体殿

平成 17 年 × 月 日  
A 工業 会

機械器具Xの効率化について(お願い)

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素はA工業会会員に対し、格別のご理解とご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、標記の件についてご報告申し上げます。省エネ法の改正に伴い、機械器具Xのメーカーは、定められたエネルギー消費効率の製品を、自社製造分のうち一定割合以上出荷することが義務付けられております。

このため、機械器具Xのメーカーは、省エネ法に準拠した機械器具Xへ切換えの準備を進めております。A工業会としても、切換えが円滑に行われるよう推進を図っており、機械器具Xを使用されるユーザーにおかれましても、法律制定の趣旨をご理解いただき、ご協力をお願い申し上げます。

1. 消費効率を満たした機械器具Xへの切換えと現行品の製造中止について

メーカーは、機械器具Xについて基準達成を義務付けられていることから、現行品の在庫消化と製造ラインの変更、材料・部品の切換えを行う必要があります。切換え時期はメーカーによって違いがありますが、現行品のご注文に支障が出る可能性がありますので注意が必要です。詳細につきましては、メーカーにご確認下さい。

2. 機械器具Xの設備計画の見直しについて

平成 18 年 4 月以降に納入予定で、既に現行品で計画された機械器具Xについては、製造中止により出荷できなくなりますので、消費効率を満たした機械器具Xに計画の見直しをお願いします。

敬具

3 独占禁止法上の考え方

(1) 本件は、A工業会が会員事業者の製造する機械器具Xの適合品への切換えを促進するための取組として、ユーザーの所属する団体に対して文書を発出するものであることから、本件では、機械器具Xの販売における競争に及ぼす影響について検討する。

(2) 一般に、事業者団体が会員事業者の法律上の規制の遵守に向けた取り組みを行うことは、直ちに独占禁止法上問題となるものではない。しかし、法律上の規制を超える部分についてまで自主的な規制を課すことは、会員事業者の事業活動を不当に制限するおそれがある場合は、独占禁止法上問題となる(第8条第1項第4号)。

【参考】

事業者団体が、各構成事業者が特定の種類の商品のみを製造し、他の種類の商品を生産しないなど、特定の種類の商品又は役務を構成事業者が開発・供給しないことを決定することは、独占禁止法上違反となるおそれがある。

[事業者団体ガイドライン7-1(特定の商品等の開発・供給の制限)]

環境の保全や未成年者の保護等の社会公共的な目的又は労働問題への対処のために合理的に必要なとされる営業の種類、内容、方法、営業時間等に関する自主的な基準を設定することは、原則として違反とならない。

[事業者団体ガイドライン8-5(社会公共的な目的等のための基準の設定)]

(3) 本件は、省エネ法による規制の遵守のための取組として、省エネ法改正の内容や、機械器具Xが目標基準値の達成を義務付けられていることを説明し、それによりユーザーの現行品の調達に支障を来す可能性があることを、ユーザーに予め注意喚起するものであり、ユーザーの利便性に資することから、このような取組自体は、直ちに独占禁止法上問題となるものではない。

(4) しかしながら、省エネなど社会公共的な目的のための活動であっても、法的に現行品の製造が認められているにも関わらず、自主基準によって適合品のみを製造するように取り決めることは、会員事業者の競争手段に影響を及ぼすおそれがある。したがって、このような自主基準を定めることは、会員事業者の自由な事業活動を不当に制限し、独占禁止法上問題となるおそれがある。

本件文書中2の記載については、すべての会員事業者が現行品の製造を中止することを前提とした内容となっており、このような内容の文書をA工業会として作成・配布することは、現行品の製造中止を定めた自主基準の策定につながるものが懸念される。

したがって、独占禁止法違反行為の未然防止の観点からは、会員事業者によっては製造中止により出荷できなくなる可能性があるとの情報を提供するにとどめる必要がある。

#### 4 回答の要旨

A工業会が、本件文書を発出すること自体は、直ちに独占禁止法上問題となるものではない。

ただし、本件文書中2の記載については、すべての会員事業者が現行品の製造を中止することを前提とした内容となっており、このような文書をA工業会として作成・配布することは、現行品の製造中止を定めた自主基準の策定につながるものが懸念されるため、当該記載は妥当ではない。

[ リサイクル ]

**11 事業者団体によるリサイクルシステム運営上の基準設定**

建設部品メーカーの団体が運営するリサイクルシステムにおいて、処理業者の地理的設置基準を設けることは、直ちに独占禁止法上問題となるものではないと回答した事例

1 相談者 A協会（建設部品Xのメーカーの団体）

2 相談の要旨

（１） A協会は、建設部品Xのメーカーの団体であり、建設部品Xを製造する事業者はすべて会員となっている。

（２） 建設部品Xについてリサイクルの促進が求められていることから、A協会は、次のようなりサイクルシステムを構築している。

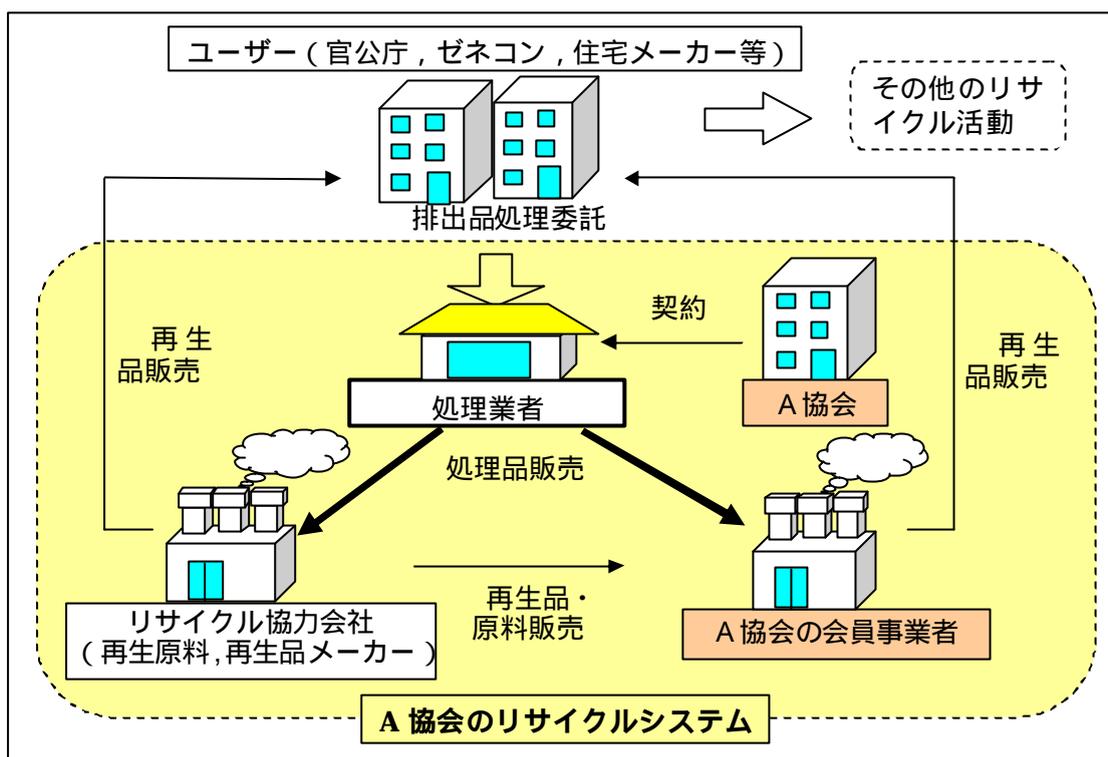
A協会は、使用済み建設部品Xの受入れ及び処理を適正に行う旨を約した処理業者との間で契約を取り交わし、建設部品Xのユーザーからリサイクルについて問い合わせを受けた場合には当該処理業者を紹介するとともに、A協会のリサイクルシステムの広報に努める。

ユーザーは、処理業者に対して、処理費用を支払い、排出品の処理を委託する。

処理業者は、排出品を分別・洗浄・粉砕し、処理品としてリサイクル協力会社（再生原料、再生品のメーカー）や会員事業者に販売する。

リサイクル協力会社や会員事業者は、処理品から再生原料や再生品Xを製造する。

なお、建設部品Xのリサイクル率は60%であるところ、A協会のリサイクルシステムによる処理はそのうちの半分であり、残りの半数は、他のリサイクル活動によって処理されている。



(3) 現在，A協会が契約している処理業者は5社にとどまり，受入れ困難な地域があるなどリサイクルが非効率的であることから，今後は処理業者との契約数を増やし，全国的に排出品の受入れを可能にしたいと考えている。

しかし，処理業者においては，建設部品Xのリサイクルを行うには排出品の粉碎設備について多額の投資が必要となるため，これまでは採算性等を考慮し，契約検討の段階で辞退する事業者が多かった。

そのため，A協会は，契約数を増やすに当たり，処理業者の収入を確保して投資費用が回収できるよう，以下のような地理的設置基準を設けることとしたいが，独占禁止法上問題ないか。

**【設置基準】**

処理業者との契約は原則として1県に1社までとする。

設置後においては，以下の場合を除いて，追加設置には応じない。

- ・既契約会社との契約を解除した場合
- ・既契約会社が追加設置を認めた場合
- ・需要増加により追加設置が必要になった場合

### 3 独占禁止法上の考え方

(1) 本件は、A協会が構築する建設部品Xのリサイクルシステムにおいて、処理業者の地理的設置基準を定めるものであることから、本件では、建設部品Xのリサイクルにおける競争に及ぼす影響について検討する。

(2) 一般的にリサイクルへの取組自体は、使用済み品の再生化という社会公共的な目的のためのものであり、事業者が共同し又は事業者団体において取組を行っても、それが直ちに独占禁止法上問題となるものではない。

他方、事業者団体がリサイクルシステムを構築する場合に、当該システムの実効性を確保するためリサイクル事業者の選定に一定の基準を設けることについては、これにより既存のリサイクル事業者（廃棄物の回収・運搬業者、再資源化業者等）の事業活動が困難となり、又は他の事業者が参入することが困難となる場合は、独占禁止法上問題となる（第8条第1項第1号、第3号）。

(3) 現状では、建設部品Xのリサイクル率60%のうちA協会のリサイクルシステムによる処理はその半分にとどまり、また、将来的なりサイクル率の上昇もあり得ることから、本件制限が課されても、他の処理業者の事業活動を困難にするおそれがあるとは認められない。

さらに、本件の地理的設置基準は、A協会が、リサイクルの効率化を目的として、処理業者が懸念する設備投資に係る費用の回収を確保するために設けるものであり、また、その基準があらかじめ数値等により明確化されるなど、客観性、公平性が確保されていることから、不当とまでは認められない。

したがって、本件地理的設置基準は、直ちに独占禁止法上問題となるものではない。

(4) しかし、A協会のリサイクルシステムによる処理が高いシェアを占めるようになった後においては、本件地理的設置基準が他の処理業者の事業活動に影響を及ぼし、独占禁止法上問題となるおそれがある。

(5) なお、本件地理的設置基準を設けることの必要性は、契約した処理業者の設備投資に係る費用を回収させることにより、A協会のリサイクルシステムの実効性を確保する点に認められるものであり、本件地理的設置基準が費用回収の後においてまで設けられる必要性は認められない。

したがって、地理的設置基準については、契約した処理業者が設備投資に係る費用を回収するために必要な合理的期間に限るものとし、それ以降は一定期間ごと取引条件に基づく契約相手の選定を行い、さらに、市場の状況も踏まえ、同

一地域内でも複数の事業者と契約するなど、新規参入を促進し、より事業者間の競争を促すような取組にしていく必要がある。

#### 4 回答の要旨

A協会が運営するリサイクルシステムにおいて、処理業者の地理的設置基準を設けることは、直ちに独占禁止法上問題となるものではない。

しかしながら、今後、本件リサイクルシステムが高いシェアを占めるようになった後においてまで地理的設置基準を設け、これにより他の処理業者の事業活動に影響を及ぼす場合には、独占禁止法上問題となるおそれがある。

[ 情報活動 ]

12 事業者団体による粗悪品の流通についての注意喚起情報

記録媒体メーカーの団体が、会員事業者の供給する製品の市場に粗悪品が流通している旨を消費者に注意喚起することが、直ちに独占禁止法上問題となるものではないと回答した事例

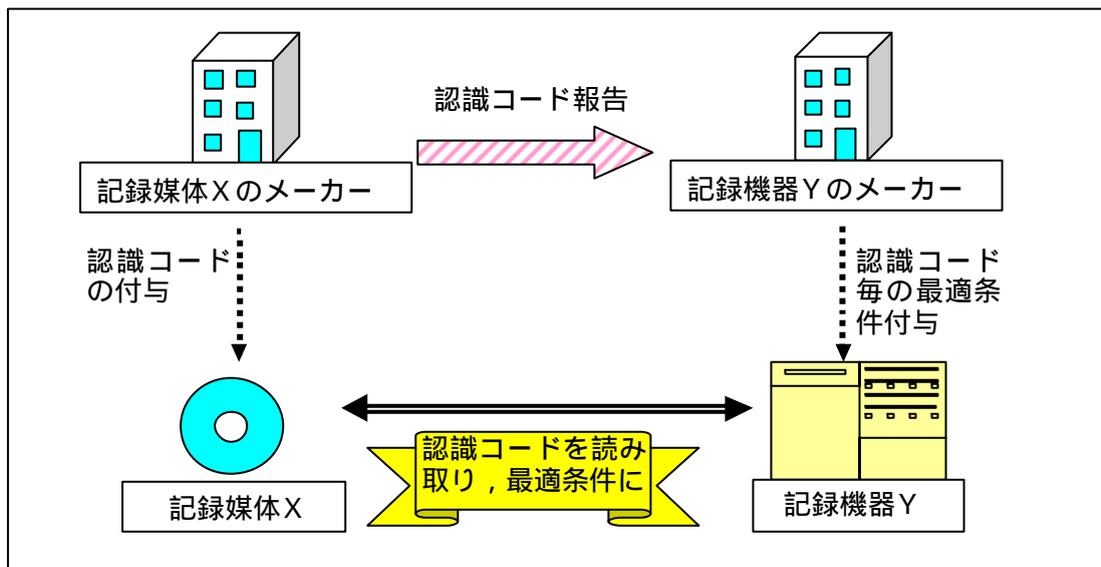
1 相談者 A工業会（記録媒体Xのメーカーの団体）

2 相談の要旨

(1) A工業会は、記録媒体Xのメーカー10社が加盟しており、会員事業者の記録媒体X市場におけるシェアは80%を占めている。

(2) 記録媒体Xは、記録機器Yを使用することにより、情報を記録したり、記録した内容を再生することができる。

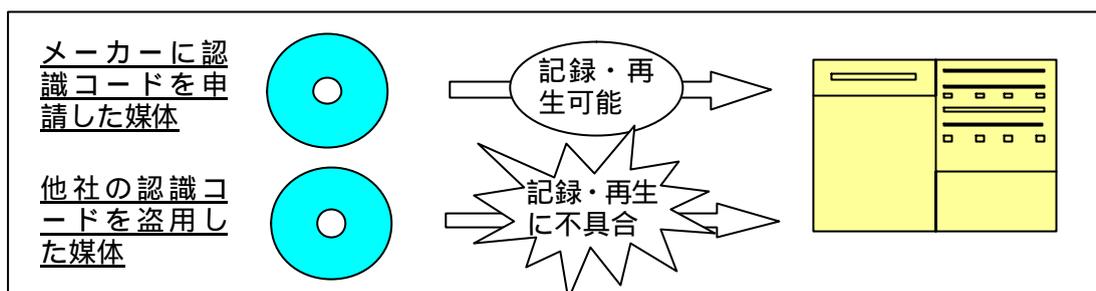
記録媒体Xは、メーカーごとに特性があることから、最適な条件で記録・再生を行うためには、記録機器Yの側でそれぞれの特性に応じた調整が必要である。



そのため、記録媒体Xのメーカーは、自社製品にその特性を示す認識コードを付けて販売するとともに、当該認識コードを記録機器Yが読み取ることができるよう、同コードを記録機器Yのメーカーに報告し、記録機器Yのメーカーは、自社の製品に、報告された認識コードをあらかじめ入力し、各メーカーの記録媒体Xに付されたコードを読み取り、最適条件で記録・再生ができるようにして販売している。

(3) このため、製品特性に適合した正しい認識コードが付されていない記録媒体Xについては、最適条件が得られず、記録・再生に不具合が発生する可能性がある。

海外の記録媒体Xのメーカーの中には、本来自ら設定すべき認識コードを設定せず、国内有名ブランド等他のメーカーの認識コードを無断で盗用して自社製品に付し販売している者がおり、このような製品を購入した消費者から、記録・再生に不具合が生じているとのクレームがA工業会に寄せられている。



(4) A工業会では、このようなクレームを受け、A工業会のホームページを通じて、以下のような内容の注意喚起情報を発信することを検討しているが、独占禁止法上問題ないか。

信頼性の高い国内有名ブランドの記録媒体Xのご使用をおすすめします。

1. 記録媒体Xの不具合について  
<トラブルの例示>
2. 原因について  
<認識コードの重要性と効用の説明>  
極端に安価で販売されている記録媒体Xの中には、品質の良くないものが含まれている可能性があります。
3. 対処方法について  
皆さんの大切なデータを間違いなく記録し保存するためには、信頼性の高い国内有名ブランドの記録媒体Xを使用することをおすすめします。

### 3 独占禁止法上の考え方

(1) 本件において、記録媒体Xのメーカーの団体が発信する注意喚起情報の内容は、一般消費者による記録媒体Xの選択に関係するものであることから、本件では、記録媒体Xの販売における競争に及ぼす影響について検討する。

(2) 一般に、事業者団体がユーザーの利便性に資することを目的として、会員事業

者の製造する製品の品質や安全性に関する情報を提供することは、直ちに独占禁止法上問題となるものではない。ただし、提供する情報の内容によって、当該製品市場における競争を制限するおそれがある場合は、独占禁止法上問題となる(第8条第1項第4号、第5号(第15項))。

【参考】

事業者団体が、消費者に対して、その利便の向上を図るため、当該産業が供給する商品又は役務について、その正しい使用方法等の情報提供を行うことは、原則として独占禁止法に違反しない。

[事業者団体ガイドライン9-2(消費者への商品知識等に関する情報の提供)]

(3) A工業会のホームページを通じた注意喚起情報の発信は、他社の認識コードを盗用した記録媒体Xを使用した場合の不具合について、一般消費者に対して情報を提供し、注意を促す目的で行われるものであることから、基本的には一般消費者の利便性の向上に資するものであり、直ちに独占禁止法上問題となるものではない。

(4) ただし、その内容が会員事業者の事業活動を不当に制限したり、競争事業者の事業活動や新規参入を困難にするものでないか検討する必要がある。

このような観点からは、当該文書の、「極端に安価で販売されている記録媒体Xの中には、品質の良くないものが含まれている可能性があります。」及び「信頼性の高い国内有名ブランドの記録媒体Xを使用することをおすすめします。」という表現は、廉価品は不具合があり信頼性がないという合理的根拠のない懸念を消費者に抱かせ、安値販売を行う他の事業者や、正規の輸入業者、新規参入業者の事業活動を妨げるおそれがあるとともに、会員事業者が廉価で販売することを自粛することにもなりやすい。

したがって、本件文書のうち上記表現については、記録媒体Xの販売に係る公正な競争を阻害し、独占禁止法上の問題を生じるおそれがある。

#### 4. 回答の要旨

A工業会が、一般消費者向けに、記録媒体Xにおける認識コードの盗用による弊害等について紹介し、注意を促すことは、直ちに独占禁止法上問題となるものではない。

ただし、文書中「極端に安価で販売されている記録媒体Xの中には、品質の良くないものが含まれている可能性があります。」及び「信頼性の高い有名ブランドの記録媒体Xを使用することをおすすめします。」という表現については、事業者間の競争を阻害するおそれがあり、妥当ではない。

[ 情報活動 ]

13 事業者団体による用途別の需要予測の作成及び公表

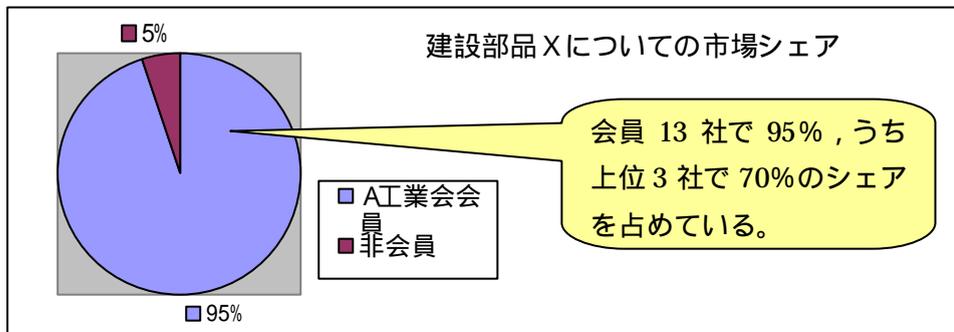
建設部品メーカーの団体が、建設部品の需要予測を作成・公表することについて、独占禁止法上問題となるおそれがあると回答した事例

1 相談者 A工業会（建設部品Xのメーカーの団体）

2 相談の要旨

- (1) A工業会は建設部品Xのメーカー13社が加盟しており、これら会員事業者で市場における建設部品Xの95%以上を製造しているとともに、このうち上位3社で70%のシェアを占めており、当該シェアは長期間に渡って固定的である。

なお、建設部品Xには一定の規格があり、メーカー間で品質等に差はない。



- (2) A工業会では、官公庁や経済研究所等の公表資料を参考に、建設部品Xの用途別に、次年度以降5年間の需要予測数量を作成し、A工業会のホームページで公表することを検討しているが、独占禁止法上問題ないか。

- (3) なお、用途別に示すとは、A工業会が建設部品Xの用途を6種類に分別し、それぞれの用途における需要予測数量を示すものである。

会員事業者は13社存在するものの、6種類の用途に分けてみれば、それぞれの用途においてすべてのメーカーが製造しているわけではなく、用途によっては2~3社しか製造していないものもある。

3 独占禁止法上の考え方

- (1) 本件は、A工業会が建設部品Xの需要予測を作成するものであることから、本件では、建設部品Xの販売における競争に及ぼす影響について検討する。

- (2) 一般に、事業者団体が会員事業者の供給する製品について、客観的な情報を収

集して需要予測を作成し公表することについては、直ちに独占禁止法上問題となるものではない。ただし、当該需要予測が会員事業者に各自の将来の供給数量に係る具体的な目安を与えるものである場合には、独占禁止法上問題となるおそれがある（第8条第1項第1号、第4号）

【参考】

当該産業の全般的な需要の動向について、一般的な情報を収集・提供し、又は客観的な事象に基づく概括的な将来見通しを作成し、公表することは、原則として独占禁止法上問題とはならない。

ただし、会員事業者に各自の将来の供給数量に係る具体的な目安を与えるようなことのないものに限る。

[事業者団体ガイドライン9 - 7（概括的な需要見通しの作成・公表）]

（3） A工業会が、既に公表されている資料をもとに需要予測を作成することは、その内容が概括的なものであれば、会員事業者に各自の将来の供給数量に係る具体的な目安を与えるおそれは小さい。

（4） しかしながら、建設部品Xは規格化され、メーカー間で製品に差は認められない。また、メーカーのシェアは長期間固定的で、A工業会の会員事業者のシェアは95%以上と極めて高く、このうち上位3社で70%のシェアを占める寡占的な市場である。さらに建設機械Xの用途によっては、2～3社しか製造していないものもある。

このような状況において、用途別の需要予測を示すことは、概括的なものとは到底なり得ず、会員事業者にとって各自の将来の供給数量について事実上の目安として機能し、需給調整の手段として利用されるおそれは極めて強い。

（5） 以上を踏まえると、需要予測数量を作成し公表することであっても、独占禁止法上問題となるおそれがある。

#### 4 回答の要旨

A工業会が需要予測数量を作成し公表することは、独占禁止法上問題となるおそれがある。

[ 自主基準 ]

#### 14 事業者団体による製品の品質に係る自主基準の強制

特定の建設工法向け部材等のメーカーの団体が、新たに会員が製造する製品の品質に係る自主基準を設定すること自体は直ちに独占禁止法上問題となるものではないが、会員事業者と同基準を満たすことを義務付けることについては、独占禁止法上問題となるおそれがあると回答した事例

1 相談者 A工業会（特定の建設工法に用いる部材・部品のメーカーの団体）

#### 2 相談の要旨

- (1) A工業会は、特定の建設工法向けの部材・部品（以下「部材等」という。）のメーカー20社が加盟しており、会員事業者の本件特定工法向け部材等の製造販売市場におけるシェアは80%を占めている。
- (2) 本件部材等については、関係法令により安全性基準が定められており、当該基準を満たしていない製品を販売することはできない。当該基準については、公的な検査機関が適応の有無を検査し、基準を満たしているものに認定X印（以下「X印」という。）を発行している（法令上はX印の取得は任意。）。A工業会では、会員事業者に対し、当該X印の取得を義務付けている。
- (3) A工業会の会員事業者の中には、X印の基準を満たすことに加え、部材等に更なる安全性を確保するための加工を行っている者も多い。こうした安全性確保のための加工には複数の方法があるが、これらはいずれも他の加工方法との併用が技術的に不可能であり、会員事業者はそれぞれの部材等にいずれかの加工を行い、付加価値を付けることによって競争を行っている。  
このような状況の下、A工業会では、複数ある加工方法のうち一部の会員事業者が推奨する特定の加工方法をA工業会の自主基準として採用し、この基準を満たしているものに自主基準適応認定Y印（以下「Y印」という。）を発行するとともに、その取得を会員事業者に義務付けることを検討している。
- (4) このように、A工業会が複数存在する加工方法のひとつを自主基準に設定すること、及びこれに基づくY印の取得を会員事業者に対して義務付けることは、独占禁止法上問題ないか。

### 3 独占禁止法上の考え方

- (1) 本件Y印取得の義務付けは、特定工法向け部材等の加工方法について一定の制限を課すものであることから、本件では、特定工法向け部材等の製造販売における競争に及ぼす影響について検討する。
- (2) 一般に、事業者団体が会員事業者の製造する製品の品質の向上や安全性確保を目的として自主基準を定めることについては、会員事業者による開発活動を促進し、ひいては需要者の利益につながるなど、競争促進的と認められるものも多い。他方、会員事業者による技術や製造方法、製品の種類等については競争のための手段として機能し得るところ、その選択を拘束することは、独占禁止法上問題となるおそれがある(第8条第1項第4号)。
- (3) A工業会が部材等の安全性を確保するために、関係法令の基準より高い自主基準として新たにY印を設定すること自体は、需要者の利便性の向上に資するものであり、その内容が不当に差別的なものでない限り、直ちに独占禁止法上問題となるものではない。

しかし、会員事業者が自ら選択した加工方法により自社製品に付加価値を付け競争している状況において、A工業会が特定の加工方法のみを自主基準として設定し、その取得を義務付けることは、会員事業者の自由な事業活動を拘束し、競争が阻害されるおそれが強い。また、安全性確保が目的であるとしても、特定の加工方法のみに限定する必要性は認められない。したがって、本件自主基準の取得義務付けは、独占禁止法上問題となるおそれがある。

### 4 回答の要旨

A工業会が関係法令の規定以上の自主基準を設定すること自体は、直ちに独占禁止法上問題となるものではない。

ただし、その取得を会員事業者に義務付けることについては、独占禁止法上問題となるおそれがある。

[自主規制]

15 事業者団体による災害時における会員事業者間の相互支援スキームの策定

ガスの供給元売業者の団体が、災害時における供給不安を解消するため、会員事業者間の相互支援スキームを策定・運用することは、直ちに独占禁止法上問題となるものではないと回答した事例

1 相談者 A協会（ガスXの供給元売業者の団体）

2 相談の要旨

（１） A協会は、家庭業務用等に使用されるガスXの供給元売業者の団体であり、国内の供給元売業者20社が加盟している。ガスXの販売市場における会員事業者のシェアは100%である。

（２） 災害時において、ガスXの供給が停止してしまった場合には、一般消費者に多大な不便が生じるところ、A協会においては、会員事業者の供給施設が災害等に見舞われ、生産能力が低下又は損なわれた場合には、安定供給に不安を来すことが想定されることから、被災した会員事業者（以下「被災会員」という。）に代わって、他の会員事業者（以下「支援会員」という。）がガスXを供給するという以下のような災害支援スキームを策定し運営することを計画しているが、独占禁止法上問題ないか。

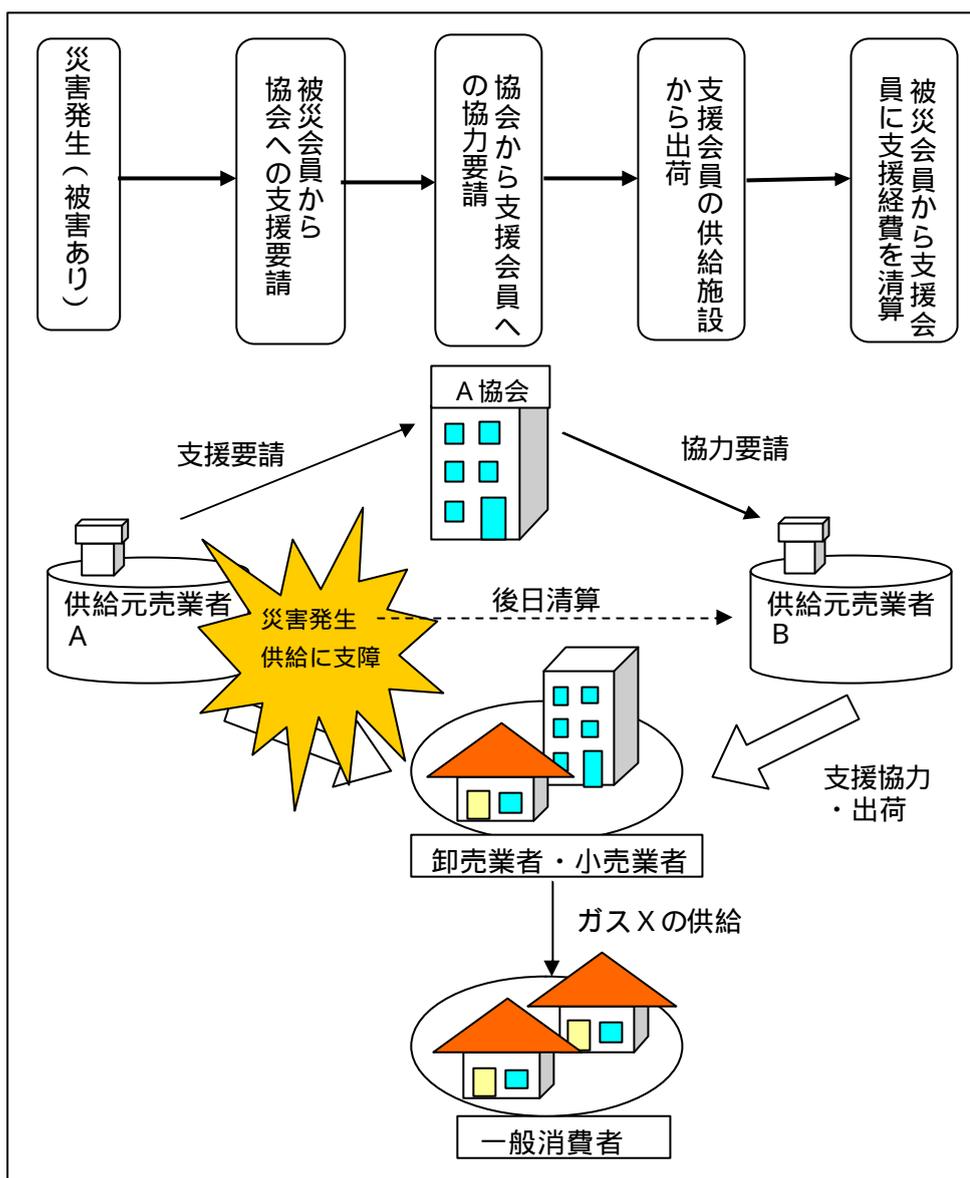
（３） 災害支援スキームの流れは、以下のとおりである。

災害発生により供給施設に被害が生じ、ガスXの供給に支障を来す場合には、被災会員からA協会に支援を要請する。

A協会は、被災施設の近隣に供給施設を持つ会員事業者に対して、支援協力要請を行う。

要請を受けた会員事業者は自社の供給状況を踏まえ、可能な限り支援し、被災会員の販売先（卸売業者・小売業者）にガスXを供給する。

販売先は被災会員との従来の契約どおり被災会員に料金を支払い、後日、被災会員と支援会員の間で、支援に要した経費の清算が行われる。



### 3 独占禁止法上の考え方

- (1) 本件は、A協会がガスXの供給に係る災害支援スキームを構築するものであることから、本件では、ガスXの販売における競争に及ぼす影響について検討する。
- (2) 一般に、事業者団体は社会公共的な目的のために自主的な取組を行う場合があるが、このような取組については独占禁止法上の問題を生じないものも多い。  
一方、このような取組を通じて、会員事業者の自由な事業活動を制限し、又はこれを契機として会員事業者間で競争が回避される場合は、独占禁止法上問題となるおそれがある（第8条第1項第4号）。

(3) 本件については、

災害時の供給不安を解消するための取組であり、目的に正当性があり、一般消費者の利益に資するものであること

販売先である卸売業者や小売業者に対しては、既存の契約関係が維持されるため、ガスXの供給価格や販売先に影響を及ぼすものではないこと

会員事業者間で不当に差別的な取扱いをするものではないこと

災害時等の緊急時に限られた取組であり、取組内容も合理的に必要とされる範囲を超えるものとは認められないこと

から、本件取組については、独占禁止法上問題となるものではない。

(4) ただし、本件取組を通じて、会員事業者間にガスXの価格や数量等の取引条件について共通の意思が形成され、競争制限的な行動が採られる場合には、独占禁止法上問題となるおそれがある。

#### 4 回答の要旨

A協会が、災害時における供給不安を解消するため、会員事業者間の相互支援スキームを策定・運用することは、直ちに独占禁止法上問題となるものではない。

**16 事業者団体による再販売価格に関する上限価格の設定**

国内におけるたばこ自動販売機のメーカーの団体が、会員事業者が製造する製品の再販売価格について共通の上限価格を設定することは、独占禁止法上問題となるおそれがあるが、メーカー各社が独自に上限価格を設定することについては、直ちに独占禁止法上問題となるものではないと回答した事例

1 相談者 A工業会（国内におけるたばこ自動販売機のメーカーの団体）

2 相談の要旨

(1) A工業会は、国内におけるたばこ自動販売機メーカー10社が加盟する団体であり、国内のたばこ自動販売機メーカーはすべて加盟している。また、会員事業者はすべて大規模事業者である。

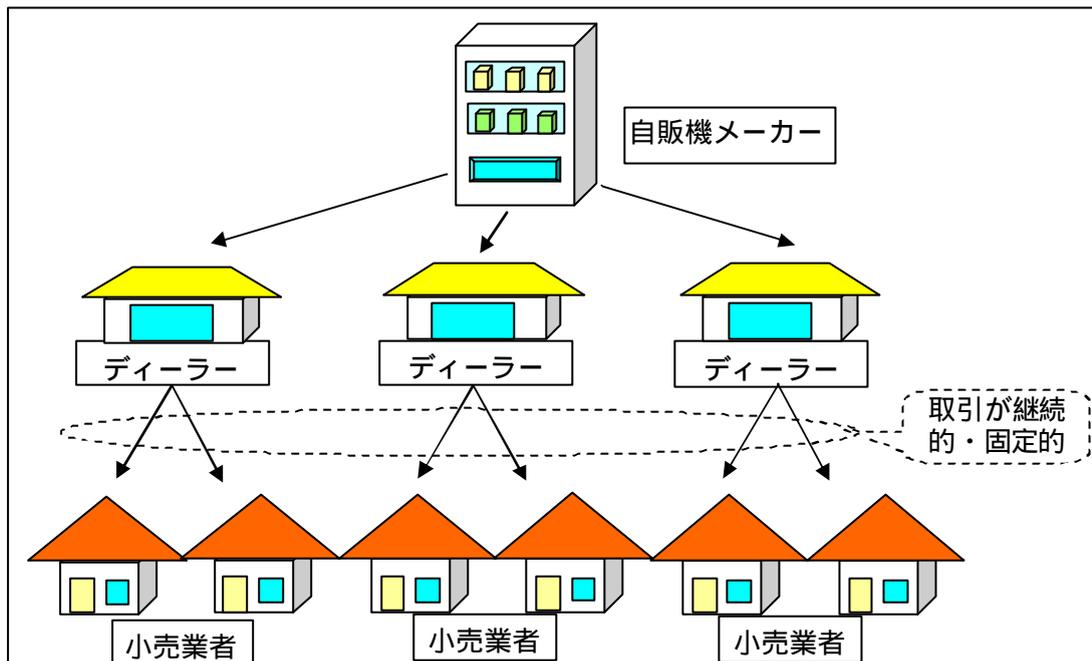
(2) 近年、未成年者による喫煙率の増加が社会問題となっており、未成年者喫煙禁止法の実効性を確保することが重要な課題となっている。こうした社会的要請を受け、A工業会はICカードによる成人識別機能付たばこ自動販売機（以下「新型自販機」という。成人の確認が得られた者に配布されるICカードを、自販機本体に組み込まれたICカード読取機が認識した場合に販売する機能を有する。）の普及についての取組を行っており、各メーカーも近く新型自販機の販売を予定している。

たばこ自動販売機については、たばこメーカーが購入し、たばこの小売業者に貸与するもののほかに、たばこの小売業者が自ら購入するものが30%存在する。小売業者が自ら購入し所有するたばこ自動販売機についての新機種への変更は、当該小売業者が費用を負担することになる。しかしながら、たばこの小売業者は大半が零細事業者であり、たばこ自動販売機の新機種への変更は経済的負担が大きい。そこで、A工業会のメーカーは、零細小売業者が所有する既存のたばこ自動販売機については、新型自販機の供給に加え、ICカードの読取機（以下「読取機」という。）のみを供給し、負担を軽減する方策についても検討している。

(3) 読取機については、新型自販機向けに各メーカーが独自に開発したものであり、他メーカーのたばこ自動販売機に取り付けることができないことから、小売業者と継続的な取引関係にある自動販売機の販売業者（以下「ディーラー」という。）を通じ、自社の既存のたばこ自動販売機を所有している小売業者に供給することとした。

その際、本件は未成年者喫煙防止法の実効性確保のための取組であり、小売業者の負担をできる限り軽減し、読取機の迅速な普及を達成する必要があることから、A工業会として、ディーラーが小売業者に読取機を供給する際の価格について、不当に高くなることを防ぐために、あらかじめ各メーカー共通の上限を設定することを検討しているが、独占禁止法上問題ないか。また、当該取組が問題を生じる場合、メーカー各社が独自に上限価格を設定することは、独占禁止法上問題ないか。

なお、上限価格を設定するのは読取機についてのみであり、今後、随時導入される新型自販機の価格については何ら関与するものではない。



### 3 独占禁止法上の考え方

(1) 本件においてA工業会が定める上限価格は、ディーラーが読取機を小売業者に販売する際の価格であることから、本件では、ディーラーによる読取機の販売における競争に及ぼす影響について検討する。また、読取機は新型自販機にも組み込まれることから、メーカーによるディーラーへの新型自販機の販売における競争に及ぼす影響についても検討する。

(2) 一般に、事業者団体が会員事業者の供給する製品の再销售价格について取り決めることは、当該製品の販売における競争を制限するものとして、独占禁止法上問題となる(第8条第1項第1号、第4号、第5号)。

また、事業者が取引先に対して、自己の供給する製品の再销售价格について制

限を課すことについても、不公正な取引方法（第12項・再販売価格の拘束）として問題となる。

(3) 本件については、A工業会が、ディーラーが販売する際の共通の上限価格について取り決める行為と、メーカー各社が独自に上限価格を設定し、取引先のディーラーに対して当該上限価格以下で小売業者に供給するように指示する行為とでは、独占禁止法上の分析の観点から異なることから、前者については(4)、後者については(5)でそれぞれ検討する。

(4) メーカー10社が製造する読取機は、それぞれ当該メーカーが製造した自動販売機にのみ取り付け可能であることから、読取機の販売に関して10社が競争関係に立つとは認められない。

しかしながら、本件読取機は、今後、随時導入される新型自販機に組み込まれ、読取機に係る費用も新型自販機の供給価格に転嫁されることになることから、読取機の上限価格について、A工業会で取り決めれば、新型自販機の供給価格への転嫁額について決定する際に目安とされ、新型自販機の販売における競争の制限につながることも懸念される。

また、本件取組は、読取機の小売価格が高くなることを回避するためのものであり、当該目的を達成するために、A工業会で読取機の共通の上限価格を取り決める必要性は何ら認められない。

したがって、A工業会が共通の上限価格について取り決めることは、独占禁止法上問題となるおそれがある。

(5) 自動販売機メーカーが読取機の供給価格に上限を設定することは、外形上はディーラーの再販売価格を拘束するおそれのある行為である。しかしながら、本件ディーラーは、既存の取引先小売業者に対して当該読取機を供給するにとどまり、実質的には、自動販売機メーカーが自ら小売業者に供給する業務をディーラーに委託しているものと同様と認められる。したがって、自動販売機メーカーがディーラーに対して、取引先小売業者に読取機を供給する際の価格の上限を定めても、ディーラー間の競争を阻害するおそれがあるとは認められず、独占禁止法上の問題を生じるものではない。

ただし、個々のディーラーが自らの判断で上限を下回る価格で供給することまで制限する場合には、この限りではない。

また、自動販売機メーカーが設定する上限価格について、A工業会又はメーカー間において決定するなどした場合は、独占禁止法上問題となるおそれがある。

#### 4 回答の要旨

A工業会が、読取機について共通の上限価格を設定することは、独占禁止法上問題となるおそれがある。

しかしながら、本件に固有の状況として、実質的には自動販売機メーカーが小売業者に読取機を供給する業務をディーラーに委託しているものと同様と認められ、自動販売機メーカーがディーラーに対して、取引先小売業者に読取機を供給する際の価格の上限を定めることについては、直ちに独占禁止法上問題となるものではない。

ただし、ディーラーが自らの判断で当該価格を下回る価格で販売することを制限するなど、ディーラーの自由な事業活動を不当に制限する場合には、この限りではない。

また、自動販売機メーカーが設定する上限価格について、A工業会又はメーカー間において決定するなどした場合は、独占禁止法上問題となるおそれがある。

## < 参照条文 >

### 【独占禁止法】

第3条 事業者は、私的独占又は不当な取引制限をしてはならない。

第8条 事業者団体は、次の各号の一に該当する行為をしてはならない。

- 1 一定の取引分野における競争を実質的に制限すること。
- 3 一定の事業分野における現在又は将来の事業者の数を制限すること。
- 4 構成事業者（事業者団体の構成員である事業者をいう。以下同じ。）の機能又は活動を不当に制限すること。
- 5 事業者に不公正な取引方法に該当する行為をさせるようにすること。

第19条 事業者は、不公正な取引方法を用いてはならない。

### 【不公正な取引方法】

（不当廉売）

第6項 正当な理由がないのに商品又は役務をその供給に要する費用を著しく下回る対価で継続して供給し、その他不当に商品又は役務を低い対価で供給し、他の事業者の事業活動を困難にさせるおそれがあること。

（抱き合わせ販売等）

第10項 相手方に対し、不当に、商品又は役務の供給に併せて他の商品又は役務を自己又は自己の指定する事業者から購入させ、その他自己又は自己の指定する事業者と取引するように強制すること。

（再販売価格の拘束）

第12項 自己の供給する商品を購入する相手方に、正当な理由がないのに、次の各号のいずれかに掲げる拘束の条件をつけて、当該商品を供給すること。

- 1 相手方に対しその販売する当該商品の販売価格を定めてこれを維持させることその他相手方の当該商品の販売価格の自由な決定を拘束すること。
- 2 相手方の販売する当該商品を購入する事業者の当該商品の販売価格を定めて相手方として当該事業者これを維持させることその他相手方をして当該事業者の当該商品の販売価格の自由な決定を拘束させること。

(拘束条件付取引)

第13項 前二項に該当する行為のほか、相手方とその取引の相手方との取引その他相手方の事業活動を不当に拘束する条件をつけて、当該相手方と取引すること。

(競争者に対する取引妨害)

第15項 自己又は自己が株主若しくは役員である会社と国内において競争関係にある他の事業者とその取引の相手方との取引について、契約の成立の阻止、契約の不履行の誘因その他いかなる方法をもつてするかを問わず、その取引を不当に妨害すること。

相談窓口一覧

| 名 称                              | 所 在 地   | 管 轄 区 域  |
|----------------------------------|---|--|
| 公正取引委員会事務総局<br>経済取引局取引部<br>相談指導室 | 〒100-8987<br>東京都千代田区霞が関 1-1-1<br>中央合同庁舎第 6 号館 B 棟<br>電話 (03)3581-5481 | 茨城県・栃木県<br>群馬県・埼玉県<br>千葉県・東京都<br>神奈川県・新潟県<br>長野県・山梨県 |
| 北海道事務所 総務課                       | 〒060-0042<br>札幌市中央区大通西 12 丁目<br>札幌第 3 合同庁舎<br>電話 (011)231-6300        | 北海道  |
| 東北事務所 総務課                        | 〒980-0014<br>仙台市青葉区本町 3-2-23<br>仙台第 2 合同庁舎<br>電話 (022)225-7095        | 青森県・岩手県<br>宮城県・秋田県<br>山形県・福島県                        |
| 中部事務所 総務課                        | 〒460-0001<br>名古屋市中区三の丸 2-5-1<br>名古屋合同庁舎第 2 号館<br>電話 (052)961-9421     | 富山県・石川県<br>岐阜県・静岡県<br>愛知県・三重県                        |
| 近畿中国四国事務所 総務課                    | 〒540-0008<br>大阪市中央区大手前 4-1-76<br>大阪合同庁舎第 4 号館<br>電話 (06)6941-2173     | 福井県・滋賀県<br>京都府・大阪府<br>兵庫県・奈良県<br>和歌山県                |
| 中国支所 総務課                         | 〒730-0012<br>広島市中区上八丁堀 6-30<br>広島合同庁舎第 4 号館<br>電話 (082)228-1501       | 鳥取県・島根県<br>岡山県・広島県<br>山口県                            |
| 四国支所 総務課                         | 〒760-0068<br>高松市松島町 1-17-33<br>高松第 2 地方合同庁舎<br>電話 (087)834-1441       | 徳島県・香川県<br>愛媛県・高知県                                   |
| 九州事務所 総務課                        | 〒812-0013<br>福岡市博多区博多駅東 2-10-7<br>福岡第 2 合同庁舎別館<br>電話 (092)431-5881    | 福岡県・佐賀県<br>長崎県・熊本県<br>大分県・宮崎県<br>鹿児島県                |
| 内閣府沖縄総合事務局<br>総務部公正取引室           | 〒900-8530<br>那覇市前島 2-21-13<br>ふそうビル<br>電話 (098)863-2243               | 沖縄県  |